

E709.2-Ko497
120500761134
4.2
49
)

正倉院御物畵錄 四

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





425-21
E709.2
K049
(4)



第十五圖	第十四圖	第十三圖	第十二圖	第十一圖	第十圖	第九圖	第八圖	第七圖	第六圖	第五圖	第四圖	第三圖	第二圖	第一圖
同	人勝殘闕雜張	赤漆小櫃	青斑鎮石十挺	同	御床二張之一	同	吳竹鞘杖刀	漆鞘杖刀	杖刀二口(部分)	杖刀二口竝櫃	同	同	同	金銀鈿莊唐大刀(部分)

北倉納物
目次
正倉院御物圖錄 第四輯



34
正倉院御物圖錄 四

第十六圖	四神刻彫石板二枚之一
第十七圖	同 二
第十八圖	十二支刻彫石板六枚之一
第十九圖	同 二
第二十圖	同 三
第二十一圖	同 四
第二十二圖	同 五
第二十三圖	同 六
第二十四圖	檜和琴三張殘闕其一
第二十五圖	同 其二
第二十六圖	赤漆四足櫃
第二十七圖	楓棧櫃
第二十八圖	榻足机第一號
第二十九圖	同 第二號
第三十圖	棚厨子二口之一
第三十一圖	同 二
第三十二圖	花咋鳥銀平脱合子
第三十三圖	挂甲殘闕其一
第三十四圖	同 其二

中倉納物

目次

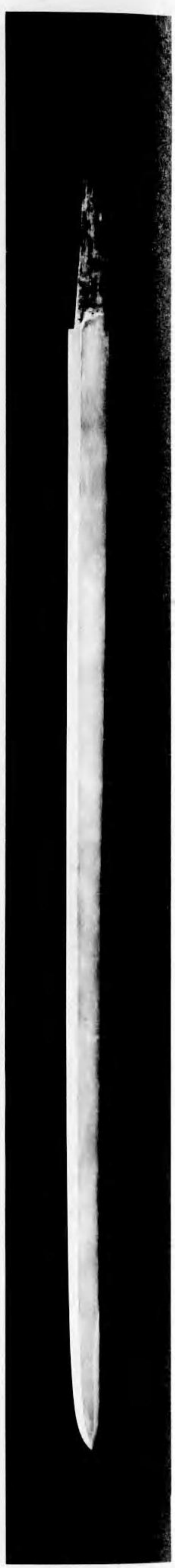
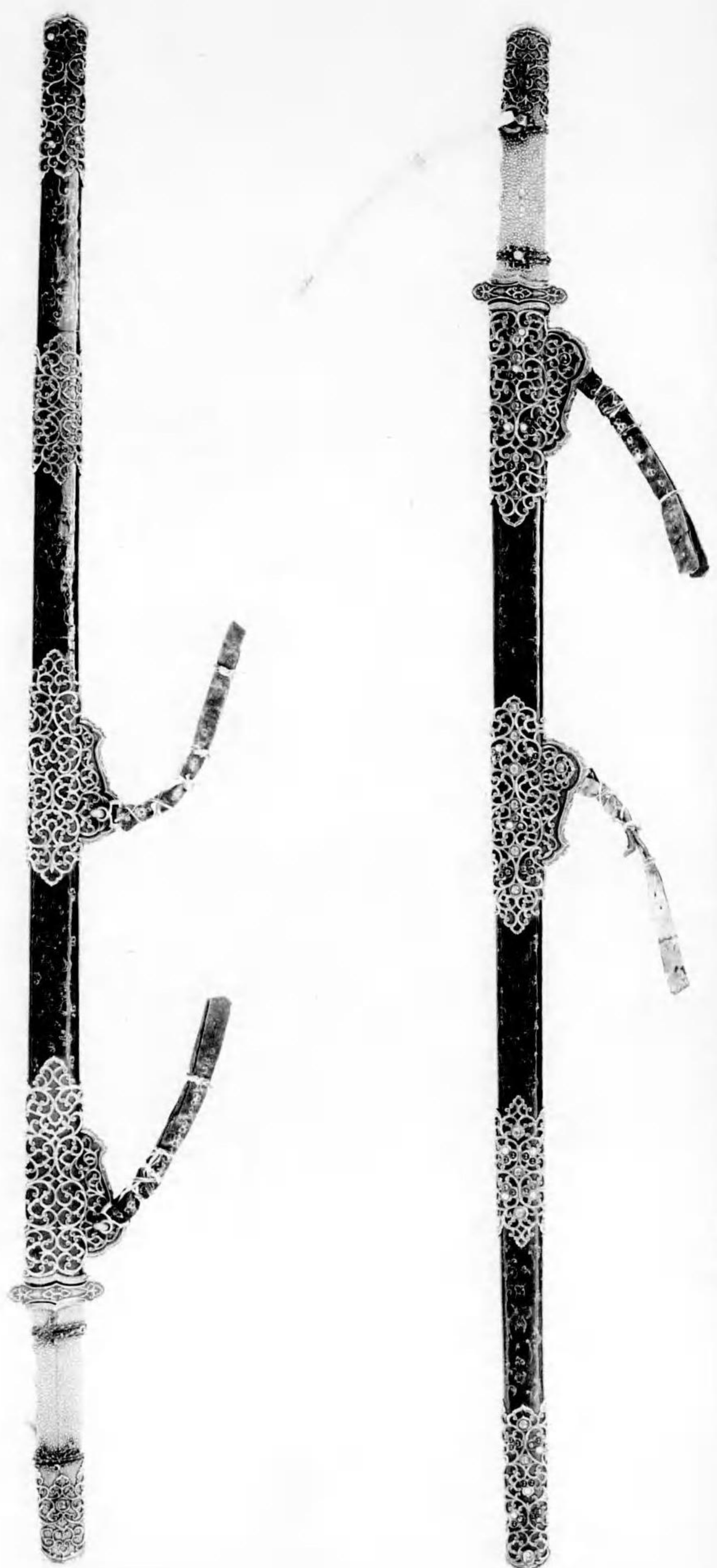
第三十五圖	黃金莊大刀
第三十六圖	同 (部分)
第三十七圖	同 (部分)
第三十八圖	金銀鈿莊唐大刀 二口之一
第三十九圖	同 (部分)
第四十圖	同 (部分)
第四十一圖	同 二口之一 (部分)
第四十二圖	金銀莊橫刀
第四十三圖	同 (部分)
第四十四圖	同 (部分)
第四十五圖	金銅鈿莊大刀
第四十六圖	金銅莊橫刀
第四十七圖	黑作橫刀
第四十八圖	銅漆作大刀 三口之一、二
第四十九圖	刀把 三口

第五十圖	黒作大刀第十二號
第五十一圖	銅漆作大刀三口之三
第五十二圖	黒作大刀二口 第十三號
第五十三圖	黒作大刀第十四號(部分)
第五十四圖	黒作大刀二口 第十五號
第五十五圖	黒作大刀二口 第十九號
第五十六圖	黒作大刀第二十號
第五十七圖	黒作大刀二口 第二十二號
第五十八圖	黒作大刀二口 第二十四號
第五十九圖	黒作大刀二口 第二十五號
第六十圖	黒作大刀二十六號
第六十一圖	無 莊 刀 第二十七號(部分)
第六十二圖	無 莊 刀 第二十八號
第六十三圖	無 莊 刀 第二十九號

本圖の大刀は、その法量色目が鐵物帳所載の金銀鉦莊唐大刀の註記に適合するところから、それに當る品と見做されてゐる。案するに、天保勝算八度六月廿一日に輸入せられた大刀は一口あつたが、抜刀二口(第五乃至第九圖)を獲し、他は出藏せられたものと考へられる。出藏帳によれば、天保實字三年十二月廿六日に金銀鉦二口・陰寶劍一口・銀莊鉦大刀一口、以上五口を出されてゐるが、金銀鉦二口は鐵物帳にその名目を見ないものである。又鐵物帳の陰寶劍一口・陰寶劍一口・櫛刀一口・黒作鑢刀一口の行にはそれ／＼附箋して『除物』とある。この二つの資料は符合しないけれども、併せて考へ見れば少くとも五口は確に早く出藏されてゐることが知られる。その後天保實字八年九月慈美押勝の變に際し、その十一日に御大刀四十八口・黒作大刀四十口が出されたことは、出入帳に依つて明瞭である。この八十八口と前記五口とを合せ九十三口の出藏は明かであるが、これだけであつても七口の消息がわからぬ。然るに、延暦六年の暹羅使解を見事に『物倉出帳』とあつて『天保實字三年十二月廿六日出口』。天保實字八年九月十一日附安寛法師進内裏八十八口。□五口』右は實驗七年九月廿八日御使某々の勘定すると云々と載せ、そのあとに『見口』並枚刀』と掲げてある。されば、延暦當時現存したものは抜刀二口のみであつて、九十八口の行方は物倉出帳の記事から推して知らねばならぬ、それには前の圖字の部分を『五口』と讀み、後の部分を五口開失の意味を假したものとすれば、つづまが各々こととなる。とにかく延暦このかた存在を録せられたものは抜刀二口だけであらば、本圖の大刀を以て鐵物一百口の中の遺存であるとは定めることはできない。鐵物目錄には『蓋亂本而還納』と記してあるが、還納せられたものならば、延暦剛度の暹羅使解、弘仁の物物使解にその名目を載せてないのが不審である。

第一圖 金銀鉦莊唐大刀 (續三六)





Chinese text, likely a description or historical account of the sword. The text is arranged in vertical columns and is somewhat faded.



第一圖 金線刺刀 (The first figure is a gold wire dagger)

刀身記載凡例

長 棟區から鋒の先端までの長さ

反 内反、鋒先と莖尻とを結ぶ直線と棟に接する直線との距離
外反、棟にて反の最大なるところを取る、それが刀身の中
央でない場合に限り棟區からの距離を記す

幅、重

元、棟區の線上の幅又は重

中、棟區より鋒先までの中央のところの幅又は重

先、横手あるところの幅又は重、横手なきものは鋒に向ひ

幅の狭くなり始めるところの幅又は重

鋒 切先の外線の形状(ふくらみ)を記す

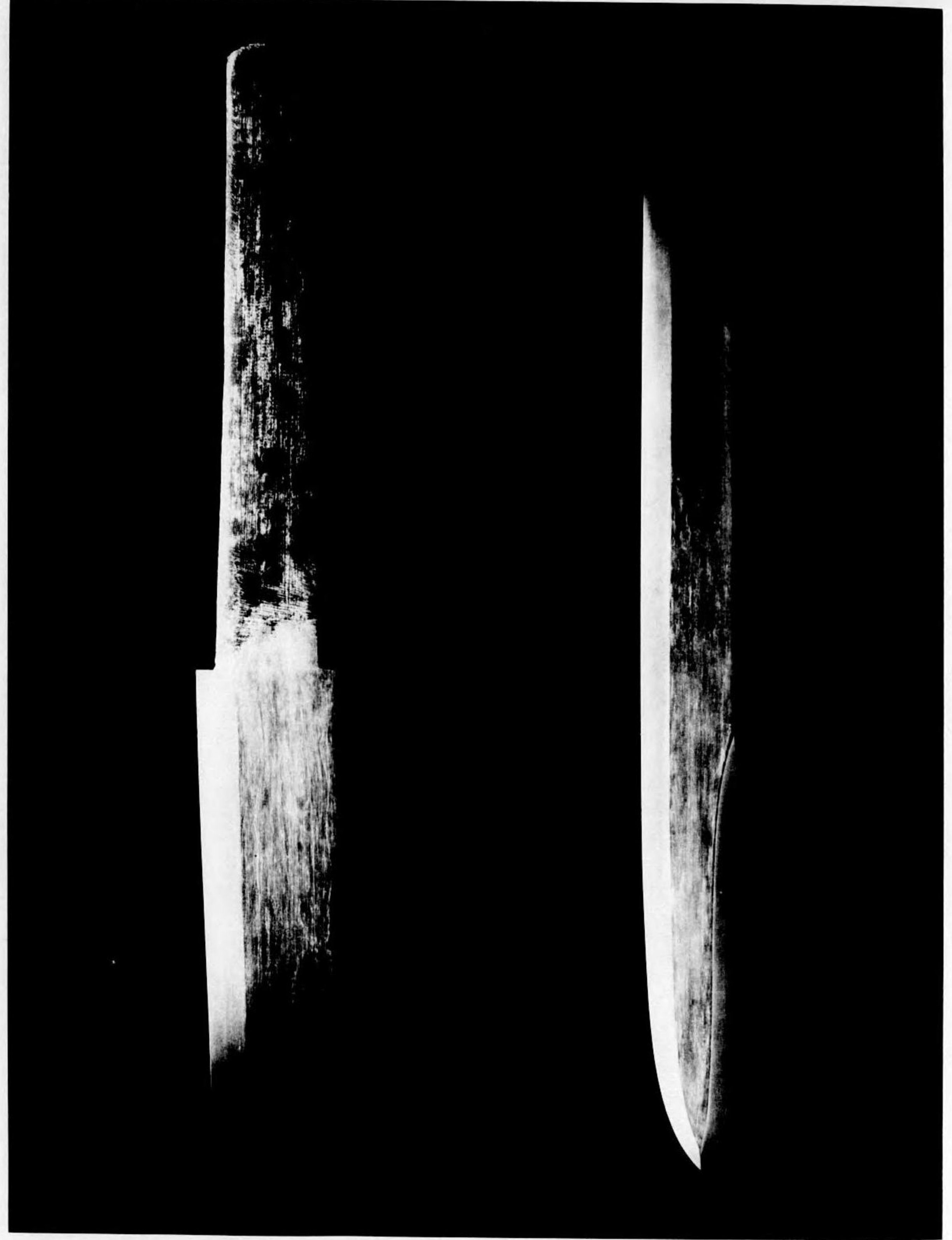
銚子 鋒に於ける焼刃の形状を記す

莖長 棟區より莖尻までの長さ

葉は 柄頭より葉頭までの長を
 柄七 葉に包むる部分の長を謂ふ
 鋒 即ちの本鋒の距離(寸)を謂ふ
 淵の奥より葉の長をさすことこの淵又け重
 天、葉をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む
 中、柄頭より葉の長をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む
 天、柄頭の淵下の淵又は重
 重、葉の長をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む
 尖らざる葉合に葉の柄頭より葉の淵を謂ふ
 外反、葉の上の葉の長をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む
 内反、葉の下の葉の長をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む
 区、葉の長をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む
 区、葉の長をさすことこの淵又は重、葉の上の長をさすことこの淵に包む

刀の各部の寸法

第二圖 金銀鍔庄唐大刀(部分)
 身 反長 七六二
 幅 元 三二二弱
 中 三二六
 先 三二二
 重 元 〇〇五二
 中 〇〇五弱
 先 〇三五六
 鋒造 兩切及、握手ナシ、鋒兩切
 兩切ニテ鋒ノ先端ヨリ一〇纏下マテ
 棟ニ及テリ
 棟ニ及テ取リ
 極目 平ニテ面取リ
 直 丸少シ返ル
 鑿字 九少シ返ル
 鑿 生² 三三八
 鏹長 一三六
 鏹 一三六
 尻孔 目釘孔一、懸通孔一
 深キ粟尻
 鋒ハ劍形ニ似タリ



第一圖 全境職軍軍六尺 (全)

一、全境職軍軍六尺 (全)

二、全境職軍軍六尺 (全)

三、全境職軍軍六尺 (全)

四、全境職軍軍六尺 (全)

五、全境職軍軍六尺 (全)

六、全境職軍軍六尺 (全)

七、全境職軍軍六尺 (全)

八、全境職軍軍六尺 (全)

九、全境職軍軍六尺 (全)

十、全境職軍軍六尺 (全)

十一、全境職軍軍六尺 (全)

十二、全境職軍軍六尺 (全)

十三、全境職軍軍六尺 (全)

十四、全境職軍軍六尺 (全)

十五、全境職軍軍六尺 (全)

十六、全境職軍軍六尺 (全)

十七、全境職軍軍六尺 (全)

十八、全境職軍軍六尺 (全)

十九、全境職軍軍六尺 (全)

二十、全境職軍軍六尺 (全)

二十一、全境職軍軍六尺 (全)

二十二、全境職軍軍六尺 (全)

二十三、全境職軍軍六尺 (全)

二十四、全境職軍軍六尺 (全)

二十五、全境職軍軍六尺 (全)

二十六、全境職軍軍六尺 (全)

二十七、全境職軍軍六尺 (全)

二十八、全境職軍軍六尺 (全)

二十九、全境職軍軍六尺 (全)

三十、全境職軍軍六尺 (全)

三十一、全境職軍軍六尺 (全)

三十二、全境職軍軍六尺 (全)

三十三、全境職軍軍六尺 (全)

三十四、全境職軍軍六尺 (全)

三十五、全境職軍軍六尺 (全)

三十六、全境職軍軍六尺 (全)

三十七、全境職軍軍六尺 (全)

三十八、全境職軍軍六尺 (全)

三十九、全境職軍軍六尺 (全)

四十、全境職軍軍六尺 (全)

四十一、全境職軍軍六尺 (全)

四十二、全境職軍軍六尺 (全)

四十三、全境職軍軍六尺 (全)

四十四、全境職軍軍六尺 (全)

四十五、全境職軍軍六尺 (全)

四十六、全境職軍軍六尺 (全)

四十七、全境職軍軍六尺 (全)

四十八、全境職軍軍六尺 (全)

四十九、全境職軍軍六尺 (全)

五十、全境職軍軍六尺 (全)

第一圖大刀の作り佩表を原寸に寫したものである。獻物帳註記に『鑿皮把、作山形、葛形鐵文、鞘上末金鍍作、白皮鞘、紫皮帶、』とあるのに本圖の作りが全く一致してゐる。第二圖に解説する如く、この大刀の出處は概し、その還納の事實は疑ふべく、延暦弘仁齊衡の頃には勅封藏の中に無かつたものである。しかも現にこれらしい品が遺存してゐるとすればそれは齊衡以後のある時期に正倉に納められたもので、それまでの間は他の處に收藏せられたものでないか。そのやうな例は後に第二十四圖に解説する通り、新羅院雙倉の納物を正倉に移納せられた場合にある事實である。唐大刀とは唐風の大刀と解せられるが、獻物帳に唐大刀とあるもの十三口、外に唐樣大刀とあるもの六口を書き分けてあるを以て見れば、その間に種別があつたものと思はれる。把頭と鞘尾との金具及白皮の懸は圖失し、床玉多く剥落してゐたのを、明治三十二年補足したものである。

第三圖 金銀釦莊唐大刀

○圖
す





把及鞘の金具、山形はいつれも、銀鍍に鍍金し
たものゝやうで把鞘の寫形は透彫である。金
が磨れ刻けて銀色を呈した部分が多い。後補の
把頭と鞘尾との金具は黄金である。嵌玉は碧琉
璃綠琉璃水精で、水精玉の下には朱彩を施し
てある。鞘は黒漆塗で、庵ぐて稜のある金粉を
以て奔陣兼荷唐草飛雲を畫してある。これが
獻物帳に所謂天金鍍であると信せられるが、こ
の名稱は獻物帳の中にも外に例はなく、その他
の文獻にも見當らない文字である。その手法は
漆塗の上に金粉を蒔き、その上に更に漆をかけ
て磨き出したとも見られ、或は漆に金粉を混じ
て描いたとも見られてゐる。帶鐲は長一細幅
一種三、紫染皮で、小花小鳥の文様を白く抜い
てある。なほ把に紐紐を纏うてあるのは、金具
の脱出をかりにとめたものである。

前圖と同じもの、部分圖である。
部分原寸

第四圖 金銀鍍莊唐大刀

第五圖 杖刀二口竝櫃 (竝六分)

漆鞘杖刀

刃長五六釐四 筭長二釐七
鞘長二米二七

吳竹鞘杖刀

刃長六釐三 筭長〇釐三
鞘長一米四七

器物帳に「杖刀一口、刃長一尺九寸、鋒者偏及、鍔皮

把金銀線伸纏、以者作頭、以漆塗鞘、以鐵裏鞘

尾、銀纏其上、長四尺六分」又「杖刀一口、刃長二尺

一寸六分、鋒者偏及、金纏尾、紫纏柄、紫纏柄、眼

及把並別銀、紫纏纏、吳竹鞘纏、長五尺三寸四分、

口蓋尾並用鹿角作、又以鐵接尾纏」とある。吳

竹鞘の下部と紫組紐の懸とは明治年間に補足したも

のである。

第三細櫃

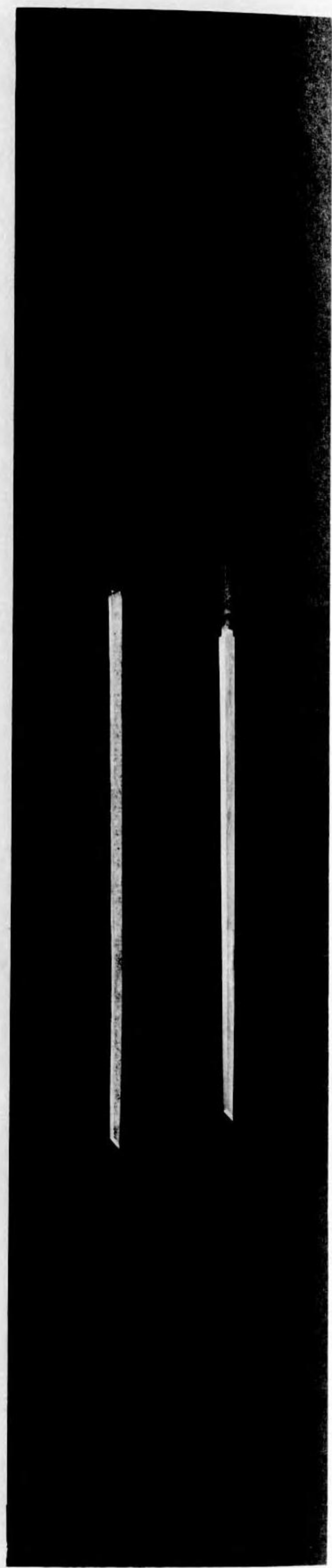
蓋長一米七八 幅一七釐七 高三釐
盒長一米七五 幅一五釐二 高一〇釐五

榊栴檀製蓋造りて、番金具と銅子の金具をつけてゐ

る。器物帳に杖刀二口を掲げた後に「右料第三細櫃」

とあるのがこれである。蓋の縁板の一部と釘金具とは

新に補つたものである。



第一節 書寫之材料
 一、紙張之種類
 二、墨汁之種類
 三、筆之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

第三節 書寫之材料

一、紙張之種類
 二、墨汁之種類
 三、筆之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

一、紙張之種類

第六圖 杖 刀 二 口 (部分) (原 寸)

上段は前圖漆鞘杖刀の把の部分、この把の鮫皮の部分
は鞘の中に納まつて、白牙の把頭でとまるやうになつてゐる、
押縫・上約・下約は明治年間に補つたものである。

中段は同杖刀の鞘尾、鐵に銀象嵌を施したものである、
尾約は後補。

下段は前圖吳竹鞘杖刀の把の部分、紫檀樺纏で約と眼とは銀。
その鴨目と紫組紐の懸とは新補品、樺纏にも補足が加つてゐる。

第七圖 漆鞘杖刀 (總三分寸) 同 命分 命寸

身長 五六四
反長 〇四内反
幅 中 一九
元 二二
重 先 一四強
元 〇五
中 〇四五
先 〇三五
造 兩切及、權手アリ
鋒 丸、フクナシ
棟 丸、無地、小板目、極目、二分處ニ見ユ
交 直、亂心
筥子 丸少シ返ル
整 生 二二七
長 一セシムキ切り交カ
孔 浅キ栗尻

第八圖 吳竹鞘杖刀 (劍三分二)

身 同 (部分) 同

長 六四三

反 〇五

幅 〇一五

重 〇〇五

造 兩切及横手ヲ

鋒 丸

種 不明

錐 直、小亂處三ヶ所見ユ

子 丸夕返

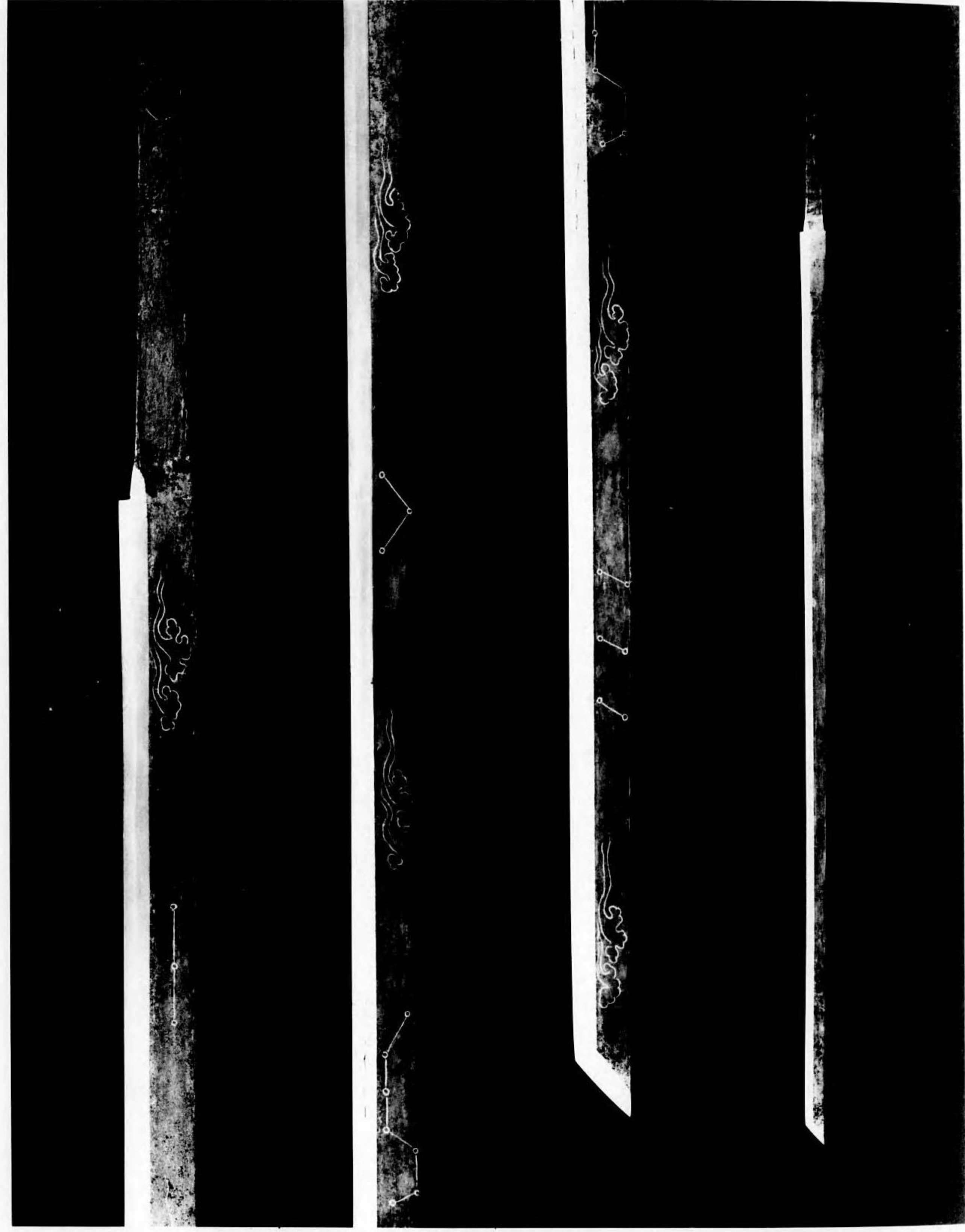
長 〇三

孔 一

足 一文字ニ切ル

備 錦地ニアケル所ニ飛雲ト尾トノ金象

考 眼アリ



第八編 北京師範大學圖書館
 第五卷 第五期
 一九三五年五月
 總發行所 北京師範大學圖書館
 地址 北京師範大學
 電話 二五五五
 零售每份五分
 全年一元二角
 半年六角
 外埠加郵費
 廣告費另議
 印刷 北京師範大學印刷廠
 發行 北京師範大學圖書館

第九圖 吳竹鞘杖刀（部分）
（原寸）
前圖杖刀の裏で、前圖と本圖と
で金鍔星雲が見られる。



テ金銀基盤は取さるる。
前圖封紙の裏テ、前圖と本圖と
同 七
表式圖吳首飾封紙(箱巻)

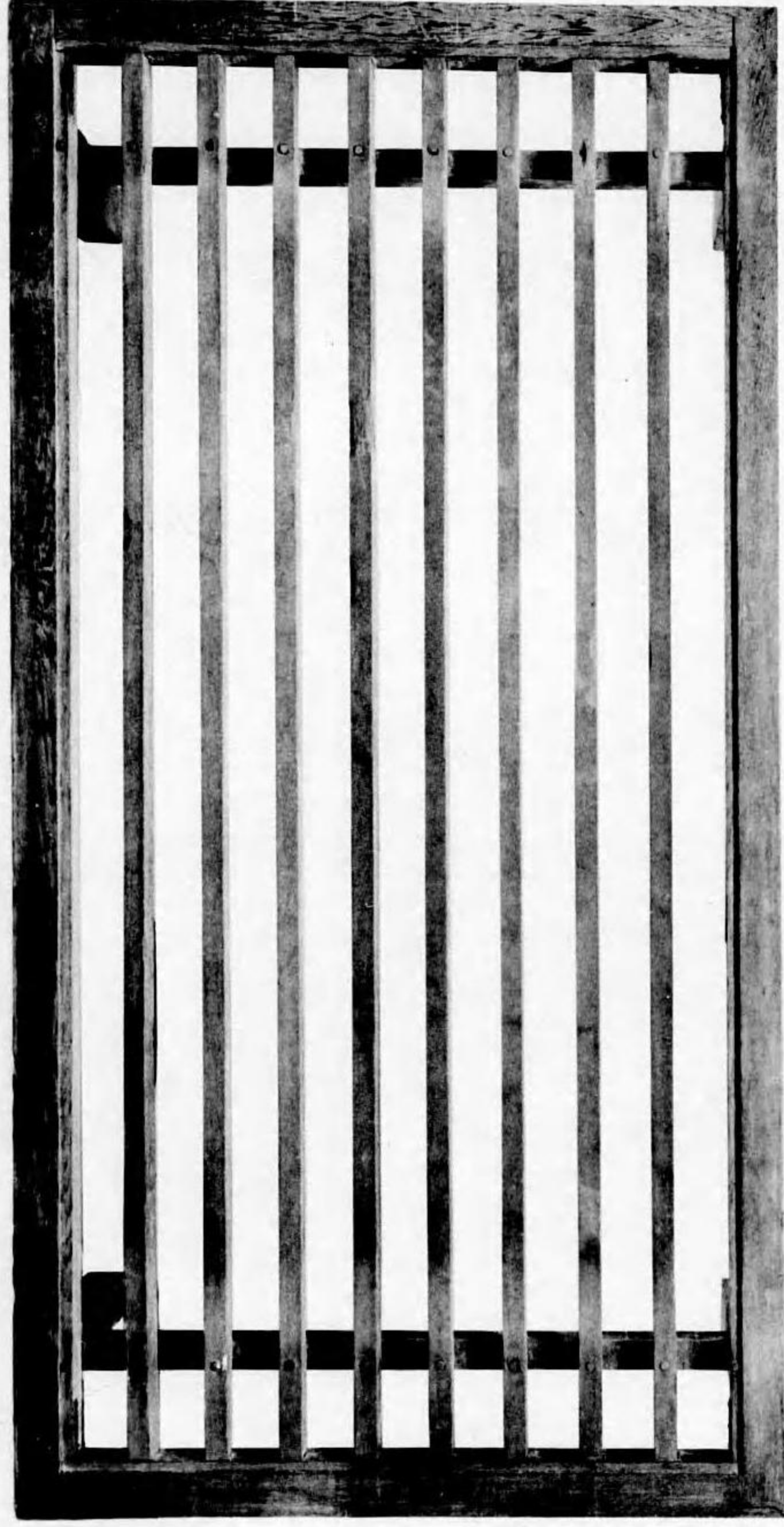
第十圖 御床二張之一
長二米三七 幅一米一八 高三八 釐五
獸物帳に「御床二張並發三胡粉」
とあり。檜材長方形四脚の臺で、
上面は八本の材を縦に簀子打に
渡し置き、それを縁の面よりは
一段低くして鐵の圓鋸で止めて
ある、脚その外處々に胡粉の痕
が残つてゐる。四隅の裏側に鐵
の金具を打つてある。

第十二圖 御床二張之二

(繪字カク)

御床二張は同形同大同作で、前圖は之の一、本圖はその二である。

獸物帳の注記によれば、この御床に附屬して、黒地錦の端をつけた疊、菊色地錦の褥一張、緋地錦の覆一條とがあらつた、褥は長さ長さ兩床に亘るとあるから、二張の床を並べずゑて用ひられたものと見える。疊と褥とは今之を依し、覆は別に之を保存してある、淡緑の繩を拵とし、一面に繩三巾を縫合せられたもので、長二米七三、幅一米五二。



11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

第十一圖 窗棂二種之一

第十二圖 青斑 鑽石十挺

（繪圖分二）

長六種五内外 幅七種乃至七種九

厚五種二乃至六種一

重三疋三乃至三疋九八

帶線淺青色に黒斑ある石材、方

柱形の後に面を取つてあり、十

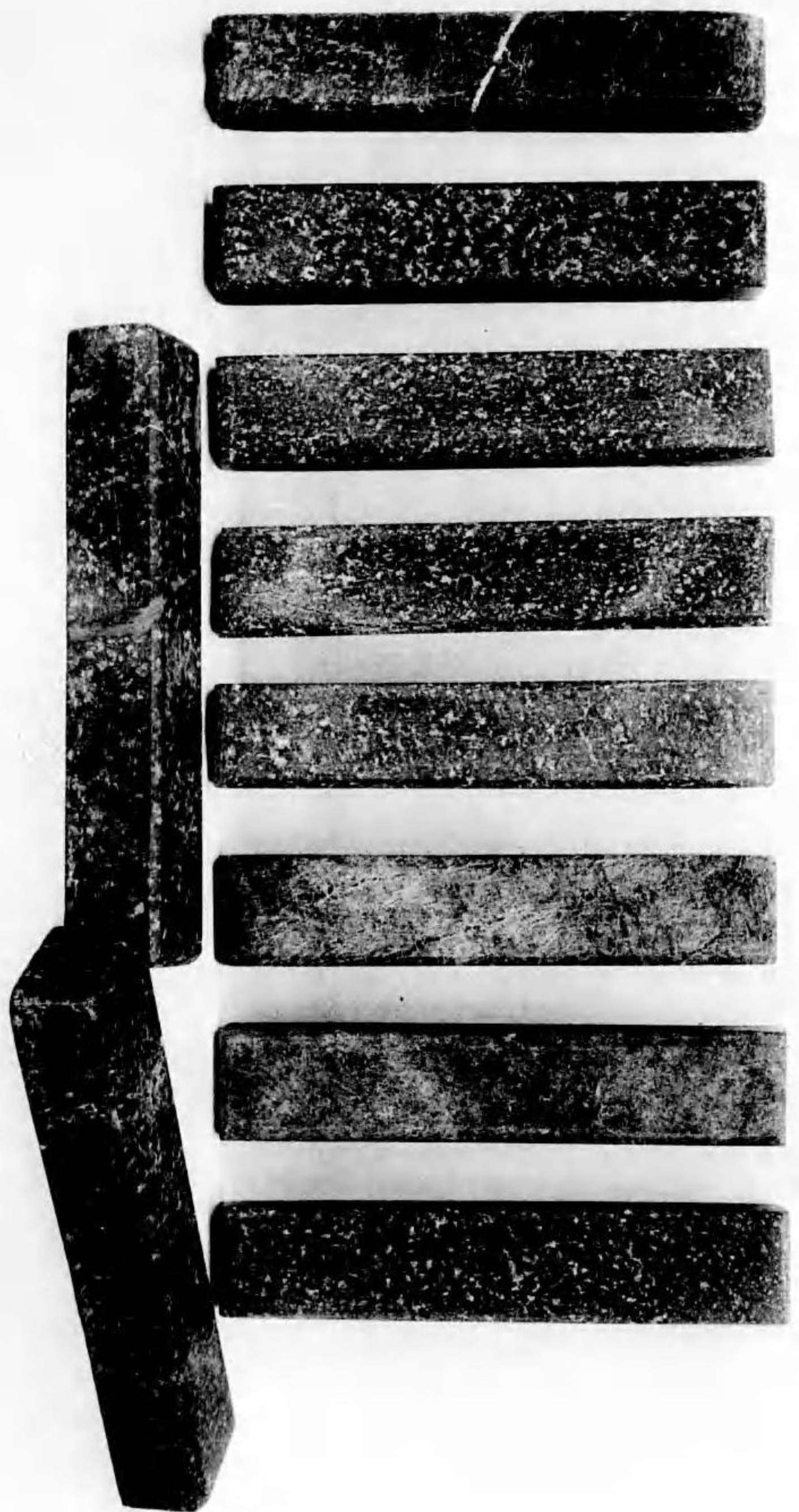
挺の法量に少差がある。

天平勝寶八歲七月廿六日の獻物

帳に『青斑鑽石拾挺』とあるも

ので、現に次圖の赤漆小櫃に納

めてある。



第一卷

第一章 緒言

第二章 青銅の歴史

第三章 青銅の製造

第四章 青銅の用途

第五章 青銅の分析

第六章 青銅の保存

第七章 附録

第八章 参考文献

第九章 索引

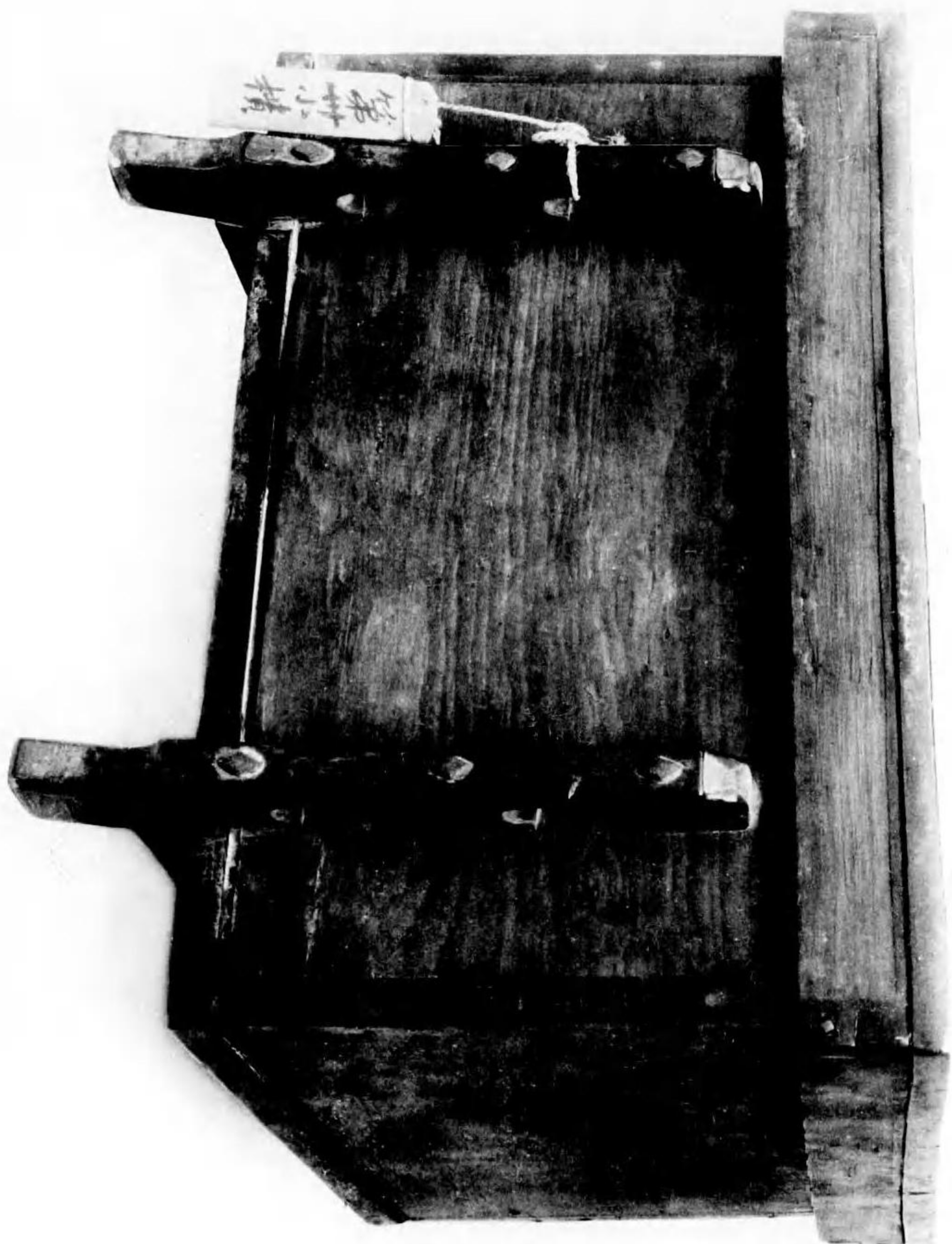
（終）

第十卷 青銅論 百十頁

第十三圖 赤漆小櫃

蓋横四七種五 縦三八種九 高六種
盒横四四種二 縦三六種四 高五種八
總高三種

檜材赤漆、稜に沿うて黒漆を以て縁
を取つてある、黒漆の四脚を具し、
菱形の蓋を打つてある、蓋は覆蓋で金
具はついておない、前面青斑鑽石を納
め、『第卅小櫃』と墨書せる木牌をつけ
てある。この小櫃は獻物帳には掲げて
ないが、延暦十二年の曝涼使屏に『第
卅小櫃收納、青斑鑽石十廷』と載せて
ある。



小

此小冊子係、明治四十年、五月、
 發行、當時、十二年、以後、
 了、其、此小冊子、係、
 此、此小冊子、係、
 其、此小冊子、係、
 其、此小冊子、係、
 其、此小冊子、係、
 其、此小冊子、係、

明治三十四

全書四冊、第一冊、第二冊、
 第三冊、第四冊、

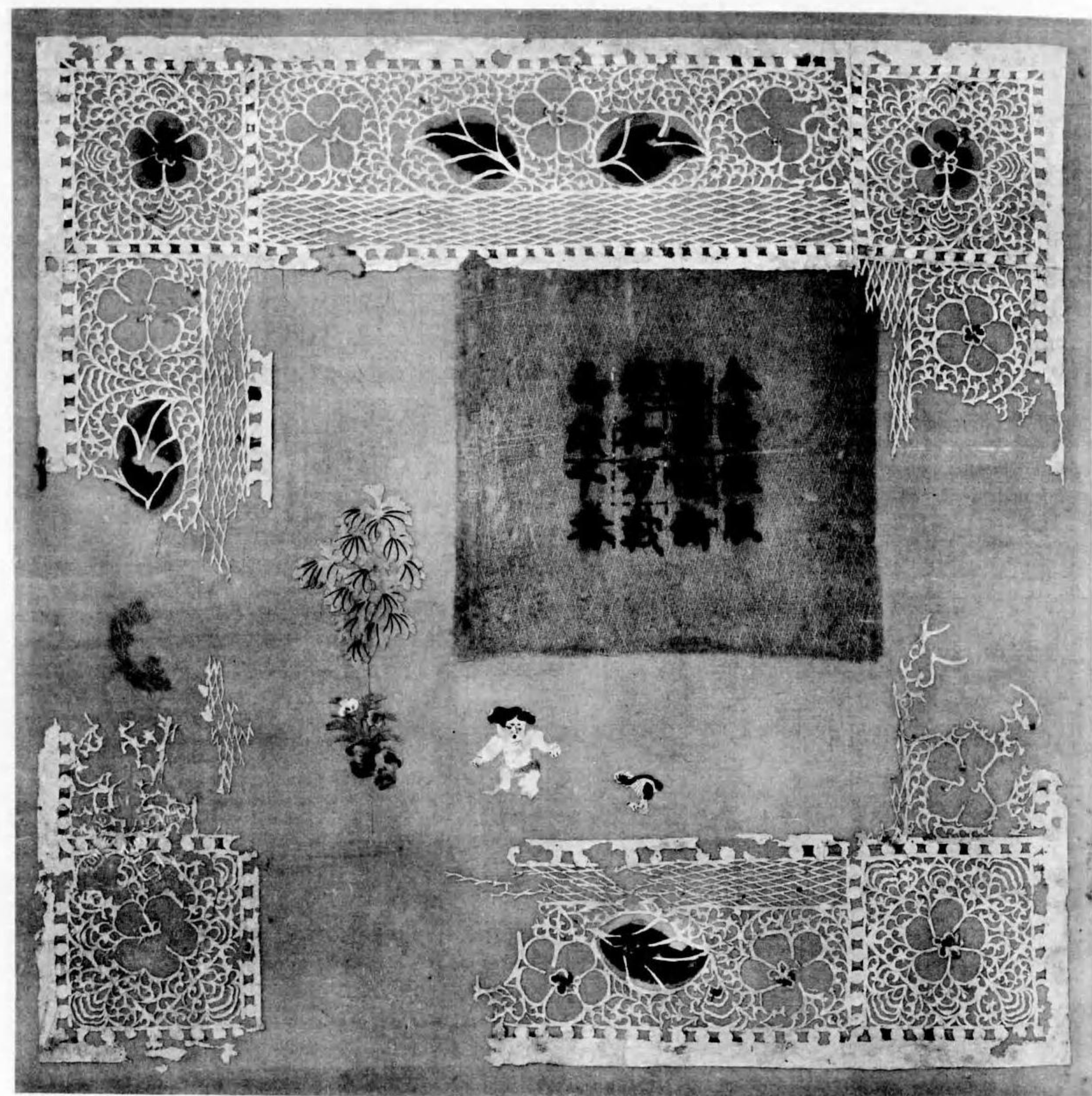
第十三回 地 小 冊

第十四圖 人勝 殘 闕 雜 張

(縮寫三分ノ二)

方三一種

人勝二枚の殘闕九片を一紙に貼り交へたものである。齊衡三年の雜財物實錄に『人勝二枚、一枚在_三金薄字十六、一枚押_三彩繪女形等、緣邊在_三金薄金物、納_三斑蘭箱一合』を掲げ、これと並べて金薄彩繪木箱大刀子一口を掲げ、『右以_三天平寶字元年潤八月廿四日獻物』とある。溯つて延暦六年の曠涼使解、同十二年の曠涼使解には、前掲大刀子一口と『人勝二枚』と單に品目のみを載せてあるが、他の獻物と列べて之を録してあるから、やはり獻物として收納してあつたものであらう。その刀子と斑蘭箱とは今之を佚し、人勝は殘闕となつて残つてゐる。荆楚歲時記に『正月七日爲_三人日、剪綵爲_三人、或鏤_三金箔』爲_三人、以貼_三屏風、亦戴_三之頭鬢』とあり、また『又造_三華勝以相遺』とある。その習俗が唐に傳へられて、後者の華勝に對して前者を人勝と呼んだものと見える。唐の李商隱の人日の詩句『鏤_三金作_三勝傳_三荆俗、剪_三綵爲_三人趙晉風』がその事を指したものであらう。



第十四回 人朝 数 関 普 延

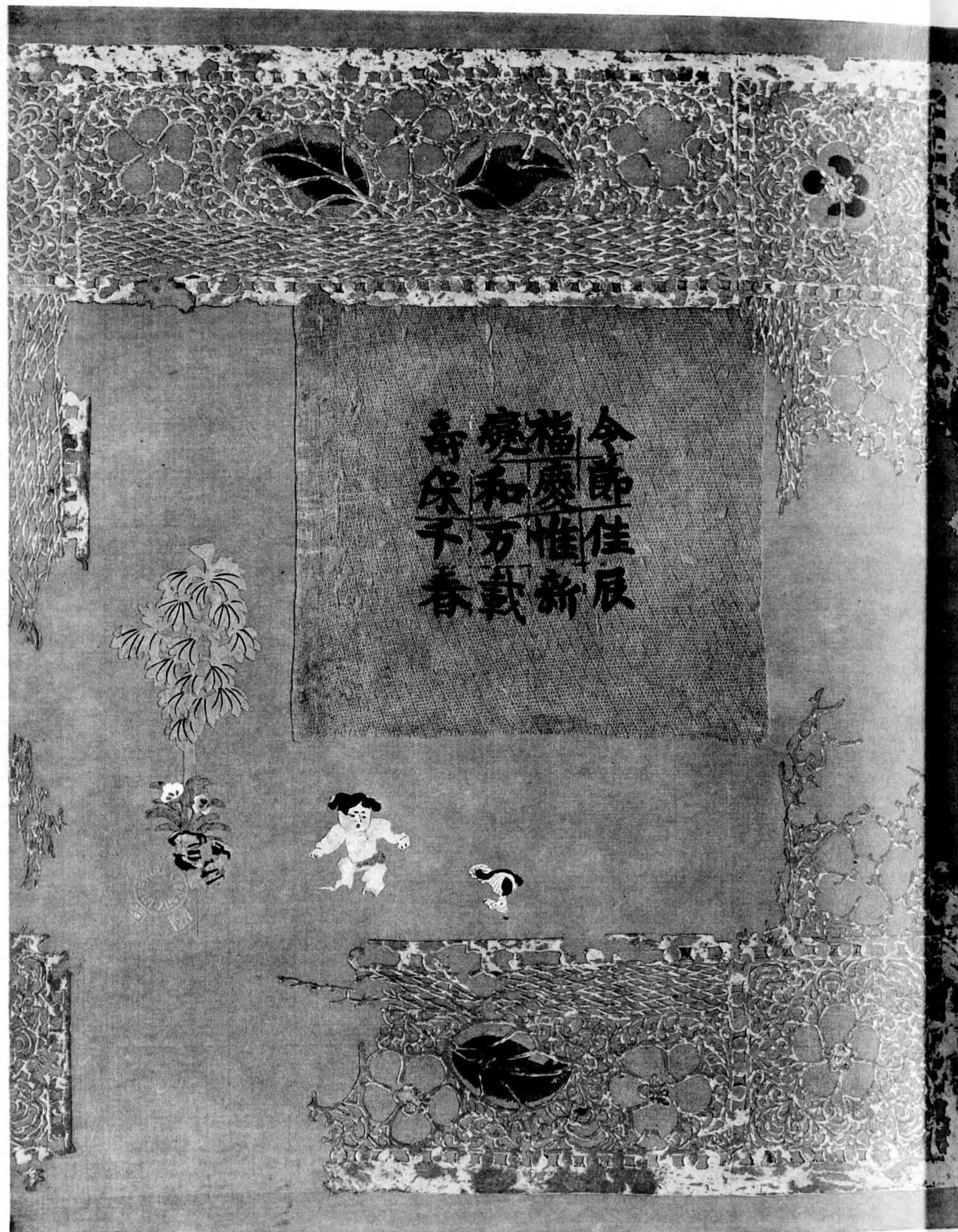
其人朝... (The text is small and vertical, describing the scene or characters related to the illustration.)

第十五圖 人勝殘闕雜張

(一部原寸)

齊衡三年の雜財物實錄の註記に對照すれば、圖中文字を載せてある一片が『在金薄字十六』の一枚、又はその殘闕である。地は淺綠色菱文の羅で、裁文は先づ横に三線を劃し、その上から縦に三線を置き、區劃の間に文字を貼つてある。劃線と文字とは銀の黝化とも見え、黒漆かとも疑はれ、處々に金薄が僅かに存してゐる。第三行上の一字は疑の古字か。

他の八片は別の一枚の殘闕で、『押三綵繪女形等』の一部と『縁邊在金薄裁物』の半とを存してゐる。繪は桐と見える樹の下に石を配し、石の上の闕に花をさかせたもの、手を廣げて立つてゐる見形、小獸の尾部の斷片、この三片がきれつゝにある。縁邊は金薄押の箋を剪り抜き、裁文花形には濃紅・紅・淺紅三色の羅を、葉形には黃綠濃淡四色の羅を、それつゝ裏面から重ね貼つて配彩したのが、處々に遺つてゐる。



令節佳辰
福慶惟新
癸和方載
壽保千春

第十六圖 四神刻彫石板二枚之一
(繪五分四)

幅三寸 縦三寸 厚四寸九

本圖及次圖の石板二枚は、第十七圖乃至第二十二圖の石板六枚と合せて一組のもの、やうであるが、この二枚は少し大きさを異にしてゐる。帯灰白色の大理石と見える材で、面に極めて鋭い彫らみを見せ、縁を残して一枚には青龍朱雀(本圖)一枚には白虎玄武(次圖)を組み合せ、肉高五耗ほどの浮彫にしてある。裏は粗面で往々磨書があり、本圖のは『須彼天馬』と讀まれるが、何を意味してゐるか、未だ解かれない。



字畫如了了...
 本圖...
 了...
 去...
 里...
 圖...
 大...
 了...
 也...
 五...
 本...

請三... 德三... 明...

(圖...)

第十六... 四...

第十七圖 四神刻彫石板二枚之一 (縮寫五分)

幅三〇種三 縱二種 厚五種五

前圖のものに比べて、材の幅は縮んで刻面の幅は伸びてゐる。白虎玄武を組み合はせ、間際に雲形やうのものを配した圖である。このやうに動物を組み合はせ纏ひつかせ、怪奇な姿態をなす文様は前圖乃至第二十二圖に通じ特異なもので、箕原御物中他に類例がない。裏面の墨書は『阿斯大光沙』

とはつきり残つてゐる。

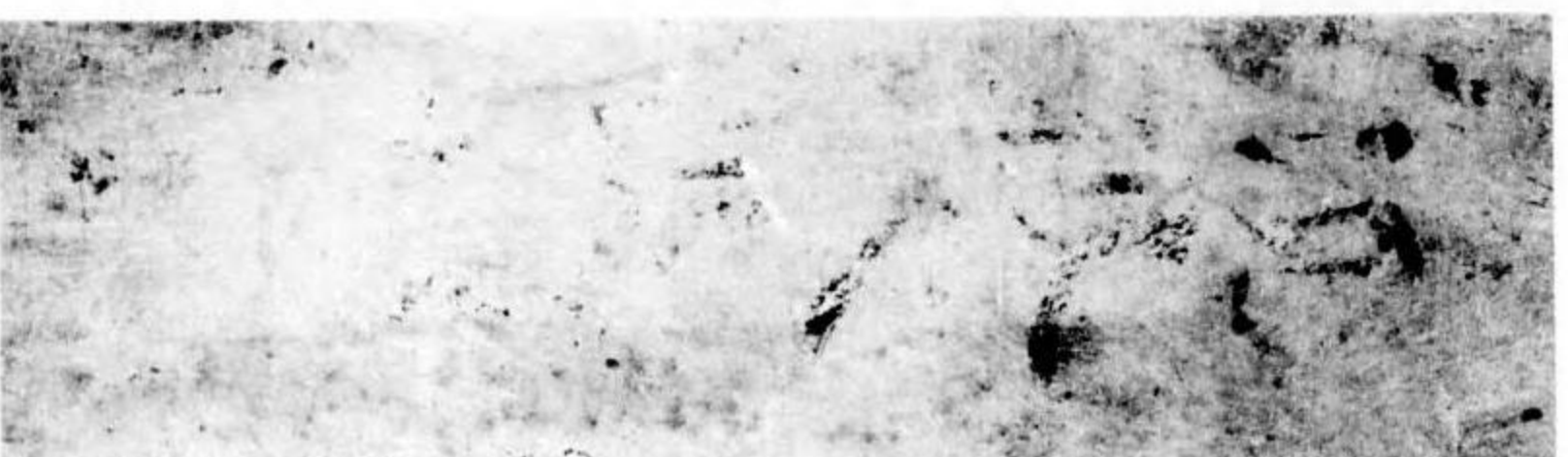


第十八圖 十二支刻彫石板六枚之一 （第五分）

幅三四寸 縦二種八 厚四寸二

本圖以下六圖の石板は前二圖のものと同材類形であるが、幅が材に於ても刻面に於てもかれよりもやや廣く、面はかれでは僅に曲面をなしてゐるが、これは平面である、この小差にかゝはらず、かれこれ八枚揃つて一組のものであらう。これの六枚は十二支を二つづつ六面に配して牛肉に刻したもので、本圖はその一つ子丑である。裏面に墨書『須彼大馬』とあり、その下に三字痕があるけれども讀まれない。

石板八枚の用途については、建築の部分裝飾の用材であらうとの説がある。又交様を押し出す型であらうと見る人もある。説の方が穩たやうに思はれるが、いづれも臆断に過ぎない。



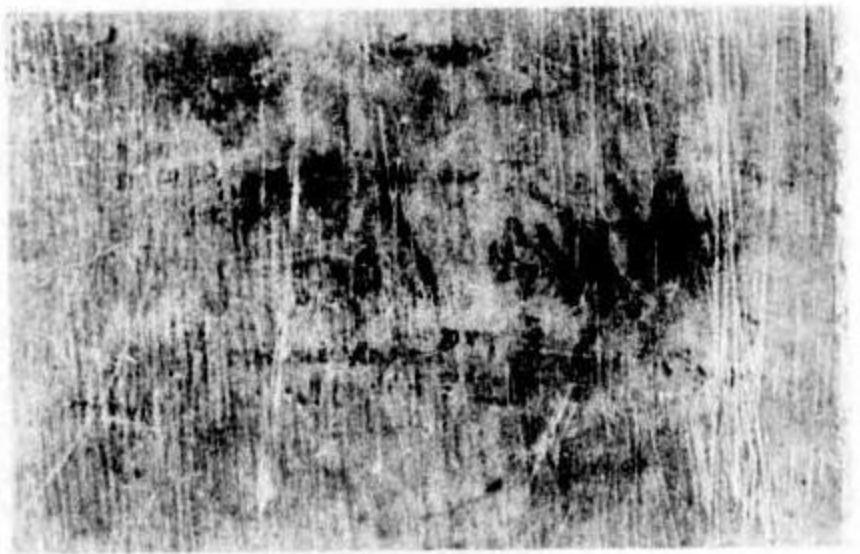
第十九圖 十二支刻彫石板六枚之二

（縮五分一四）

幅三四釐 縦三釐 厚四釐七

寅卯の圖である。裏面に篆書は
見えない。

明治四十一年引繼の御物目録に
は、石板八枚を『白石鎮子八枚』
とし、獻物帳の『白石鎮子十六
箇』の内に誤當せしめてあるが、
その誤であることは既に知られ
ておる通りである。



辰巳の圖である。裏の墨書は『秦司』かと讀まれる。

幅三種五 縦二種八 厚四種八

(總分ノ四)

第二十圖 十二支刻彫石板六枚之三



國立中央圖書館
藏書
第三編 第三卷 第三號

卷三 第三號 第三卷

第二十一圖 十二支刻彫石板六枚之四
（縮五分ノ四）
幅三四種五 縱二種八 厚四種五
午未の圖である。裏面の器書は
「山伐口鳥」であらう。



山形口真
平水心
三州
卷二十一 十二支國諸君珠衣之圖

第二十二圖 十二支刻彫石板六枚之五
(縮五分同)
幅三種五 縦二種七 厚四種八
中西の圖である。裏面に墨書は
見えない。



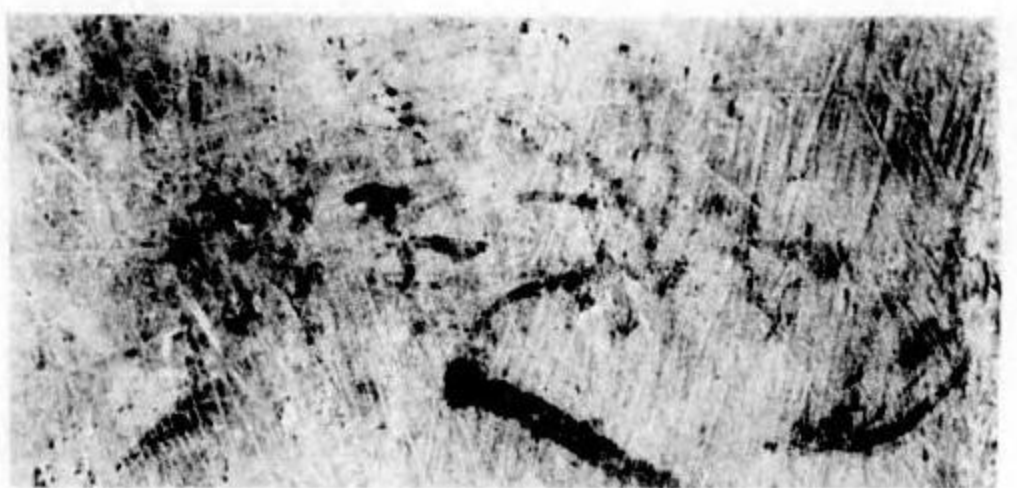
具 委 委 心

中 國 的 國 家 志 願 是 在 國 家 的 領 土 上

建 立 三 千 萬 人 的 國 家 志 願 是 在 國 家 的 領 土 上

建 立 三 千 萬 人 的 國 家

第 二 十 二 圖 十 二 支 隊 領 土 志 願 之 正



『山伐山伐』と見える。
戌亥の圖である。裏面に墨書

幅三種八 縦二種八 厚四種六

(縮五分四)

第二十三圖 十二支刻彫石板六枚之六



百獸山經上卷

列女傳卷之六 魯國公室

第三卷 第二卷 第四卷

（圖說）

第二十三圖 十二支辰辰辰辰辰辰

第二十四圖 檜相琴三張殘闕其一

(全幅六分ノ一)

上長二米〇八 幅三厘乃至一八厘五
中長一米九七 幅二〇厘乃至一六厘八
下長一米七二 幅一八厘乃至一四厘八

いづれも楕円、上と中とは面背を存し、六絃の眼を具へてゐる、下の一張は背板のみを遺してゐる。中の一張は胴の内に「東寺」背に「羅刹堂」の墨書あり、下の一張にも墨書「羅刹堂」とある。按ずるに東大寺要録によれば、羅刹院の雙食は「納物尤多」鋼封となつてゐたのを、雙食破損の爲め、天曆四年六月にそれらを「正觀三小藏開編護」に移納して鋼封としたものから、この二張は恐らくその時移納の品であらう。

又按ずるに、獻物帳に「檜木倭琴二張」あつて、その後出處の文書はなく、延暦弘仁齋簡の記録にもこれを載せてゐる。本圖上段の一張はその遺存であるといふ微證もないが、それでない

と限ることもできないものである。

第二十五圖 檜和琴三張殘圖其一

す 図

前圖中段の檜和琴の側板の部分
を原寸に寫したもので、胡粉地
に花葉の繪が、黒く焦けたやう
な色に殘存してゐる。墨繪では
ないらしく、銀泥かまたは他の
色彩のあつたものであらう。



...
...
...
...
...
...
...
...

板二十五圖 管條等三條圖其二

第二十六圖 赤漆四足櫃

蓋長九四種七 蓋幅六四種四 總高五二種

寶庫に現存の古櫃のうち、小櫃、細長櫃、繪櫃等特別のものを除き、又興福寺古材櫃、慶長櫃、元禄櫃等を除き、單に古櫃として御物目録に登錄したものであるものが、三合を通じて百六十八合ある。その中から形の違つたもの二合を取り出して、これを本圖と次圖とに載せる。本圖古櫃は粗材赤漆、棧と脚とは黒漆、蓋と盆と二箇の蓋鐵具を以て連結し、鏢子をつける鐵具を存し、脚に各三箇の方頭銀を打つてある。天保勝算から天保實字にかけ五たびの獸物を納めて收蔵せられた櫃の總數は、今に於て知る由もないが、獸物帳に明記してあるものは五十一合ある。そのうち小櫃と目すべきものが五合あつて、御杖刀を納めた細櫃だけは現に選存し(第五圖)、掛甲一領に屬する漆小櫃は内容と同時に出蔵せられたと見られ、あとの三合の存否はまだ明かにされておない。この五合を除いた外は大形の櫃で、その四十六合のうち出蔵されたものが二十六合ある。即ち種々藥を納めた二十一櫃のうち、第三櫃、第十一櫃、第十三櫃、第十七櫃は天保實字五年三月廿九日に藥と共に出蔵せられ、御杖刀を納めた第一櫃、第二櫃、御弓を納めた第一櫃乃至第五櫃、御箭の第一櫃乃至第四櫃、御甲の第一櫃乃至第十一櫃は、天保實字八年九月十一日に内容品とともに出蔵せられてゐる。さればその際殘つたのは、御鏡を納めた第一櫃乃至第三櫃と種々藥櫃のうちの十七合、合せて二十合といふことになる。(尤もこの外に獸物當時の櫃で獸物帳に記録してないものがあつたことは勿論で、雜物出用帳に、天保實字三年四月廿九日花魁六十七床出蔵の條に『納日本幸櫃五合』とあるのに徴しても知られる通りである)さて上記殘存の二十合について、延暦十二年の曠遠使解を見るに、種々藥櫃十七合は舊記號をそのままに存し、御鏡三櫃は記號を改めて第三、第十二、第十七となつてゐる、これで第一櫃から第十櫃まで、第十二櫃から第二十櫃まで、合せて二十合揃つてゐる。なほ同解には獸物帳所載以外に第十一櫃及び第二十二櫃乃至第三十櫃の十合を録してゐる、その第二十九と第三十とは小櫃である。(第十三圖)。その後弘仁壽御まではこの記號を廢用してゐたが、建久以後の目録にはことごとく舊號を括て、勅封藏封藏の古櫃を通じて符號番號をつけ、それとたび／＼改められた爲め、獸物帳所載の古櫃にして選存しあるべき二十合も、現存品に照し合はせてこれをそれかと檢出することのできぬやうになつた。

第二十七圖 棧櫃
蓋長一米 蓋幅七二釐 四總高五三釐七

櫃の素材で棧のみ黒漆、兩側に棧の櫛木をつ
け、蓋と蓋とは二箇處に當鐵具を以て連結し、
鐵子をつける鐵具は開失の痕あり、棧には開銀

を、櫛木には丸差形の釘を打つてある。

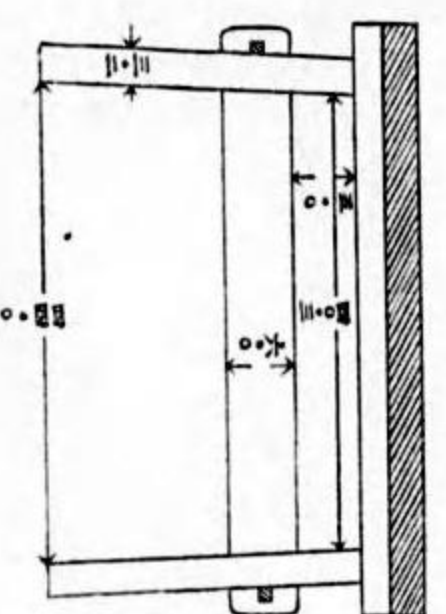
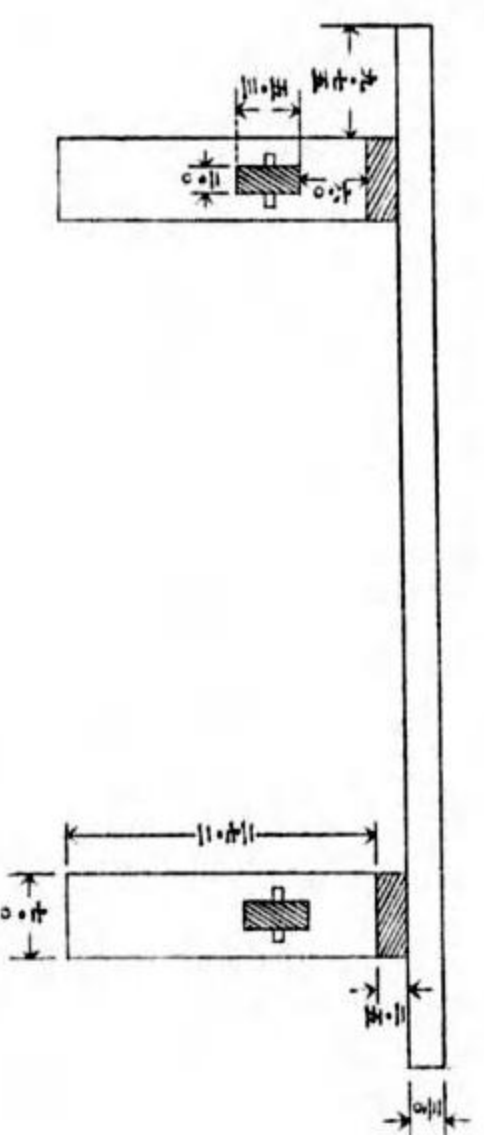
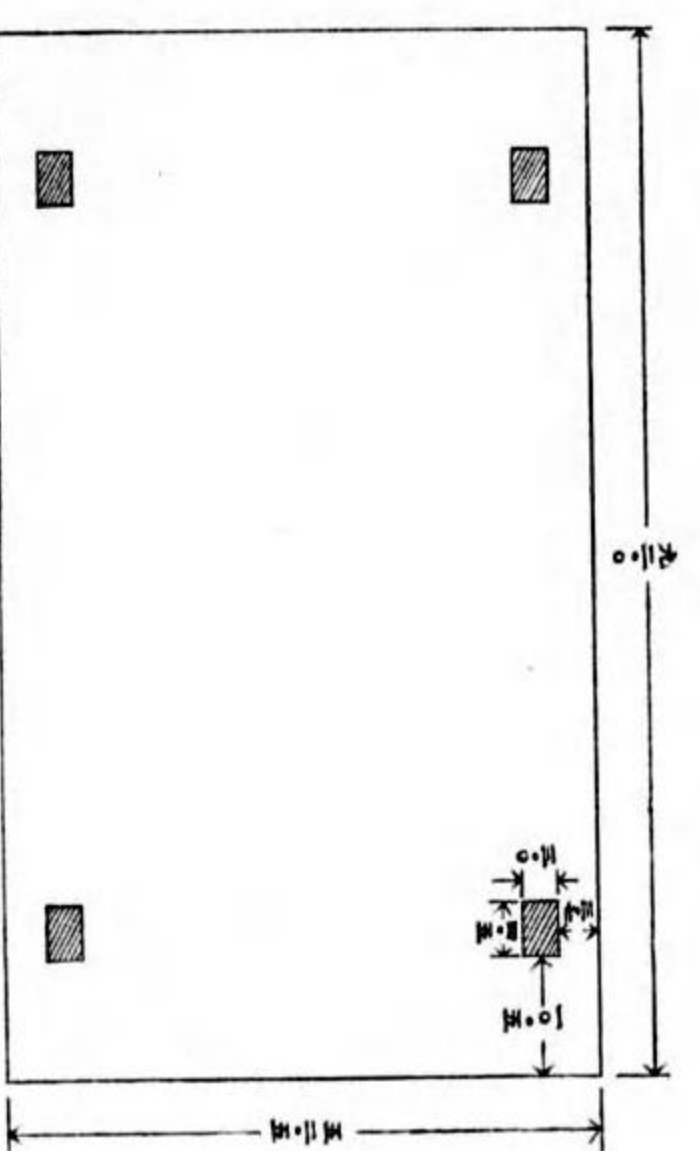
鐵物能原鐵櫃を鐵櫃に附屬したるべき蓋櫃本牌
若干が殘存してゐるのを蓋と共に收蔵せられて
ゐる、これが櫃につけたまゝに置かれたならば

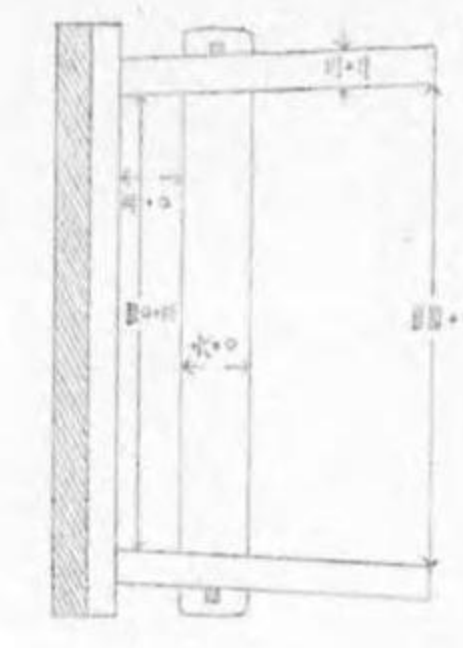
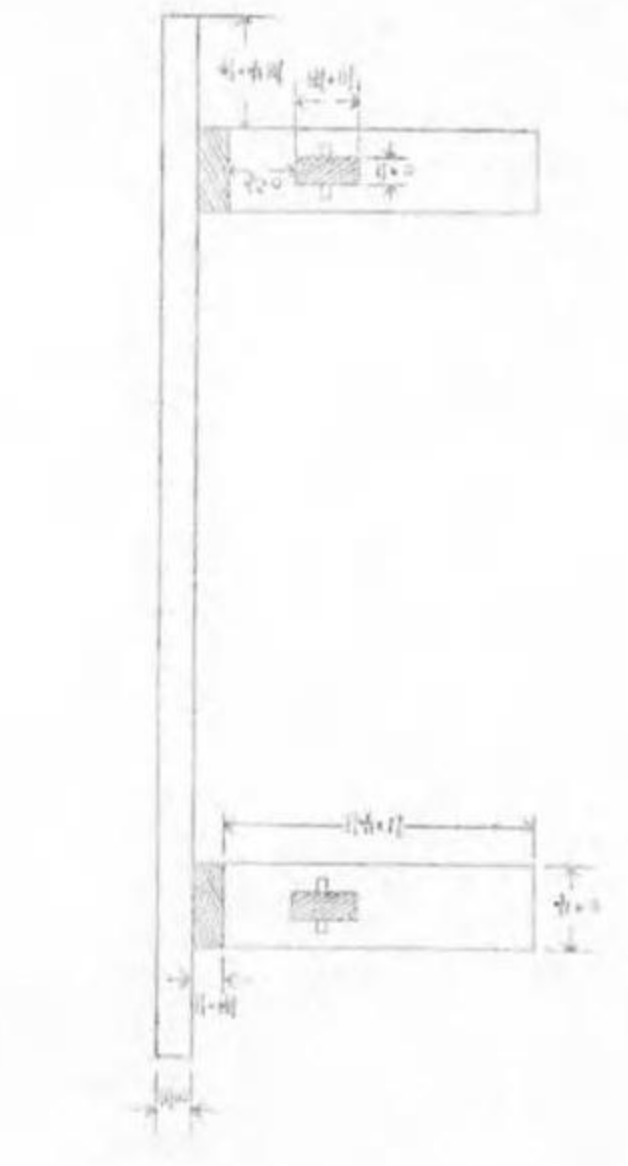
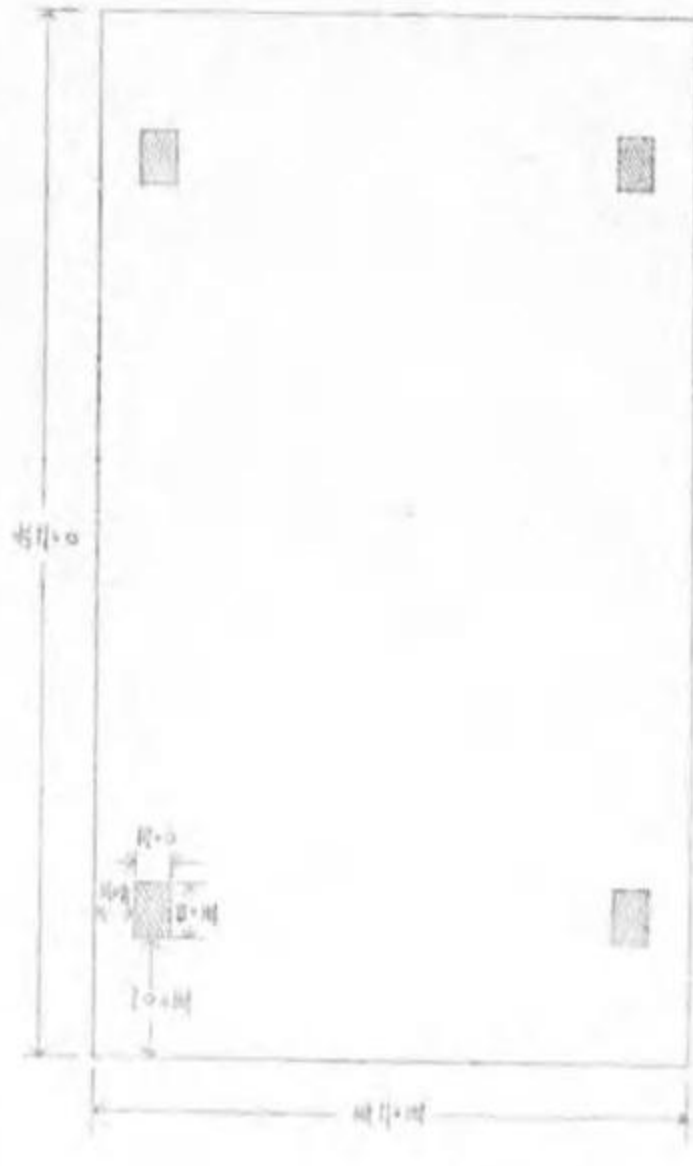
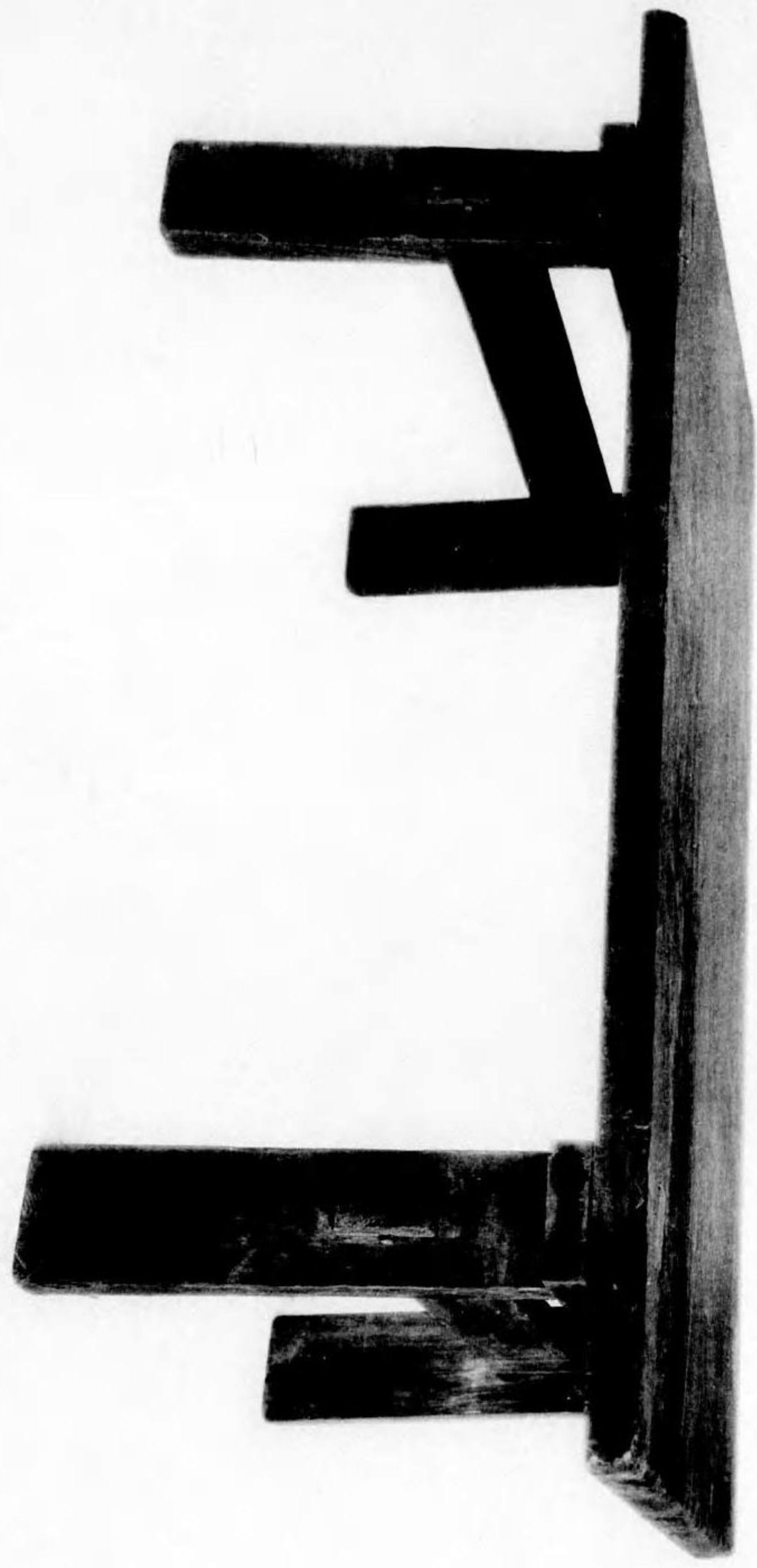
それだけの櫃の由来を明にすることができると
であつたのを、無殘にも取り離されてゐる。そ
の木牌のうち『第五櫛柱心』『十八櫛廿五』とあ

る二枚は、鐵物帳の記事と一致するから疑ふべ
くもなく、又『第二櫛』『第六櫛』『第十二櫛』
とある三枚も、それ／＼鐵乳床其他、荜花大
蓋の櫛牌であらうと思はれるのである。かくの
如く牌を存し、又多數の古櫃を存しながら、牌
と櫃とがら／＼に遺されたのは惜むべきこと
である。

第二十八圖 楊足机第一號

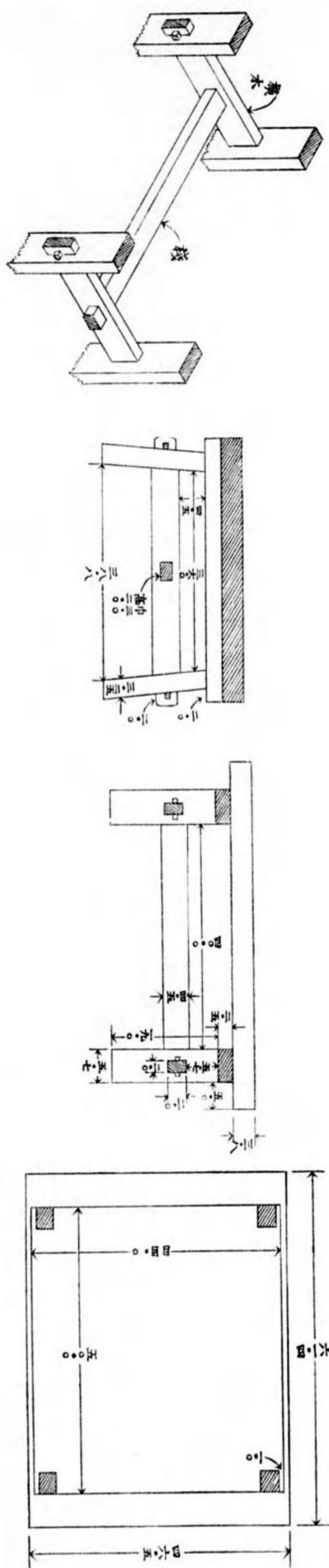
獻物帳によれば、白練綾大枕一枚御紙二枚紫檀木蓋換紙一枚を漆櫃二合に納め、『並居楯足机』とある。又延暦十二年の曝涼使解及弘仁二年の物使解を見れば、禮服御冠二箇を赤漆小櫃一合に納め『居机』とある。今北倉納物に楯足机六脚あるが、どれが古記録の品に該當するかを定めることができない。本圖の品は檜の素材で、甲板一枚板美しい木理がある、脚は断面が矩形で、前後に稍開いてつけられ、その上端が天板を貫いてゐる。





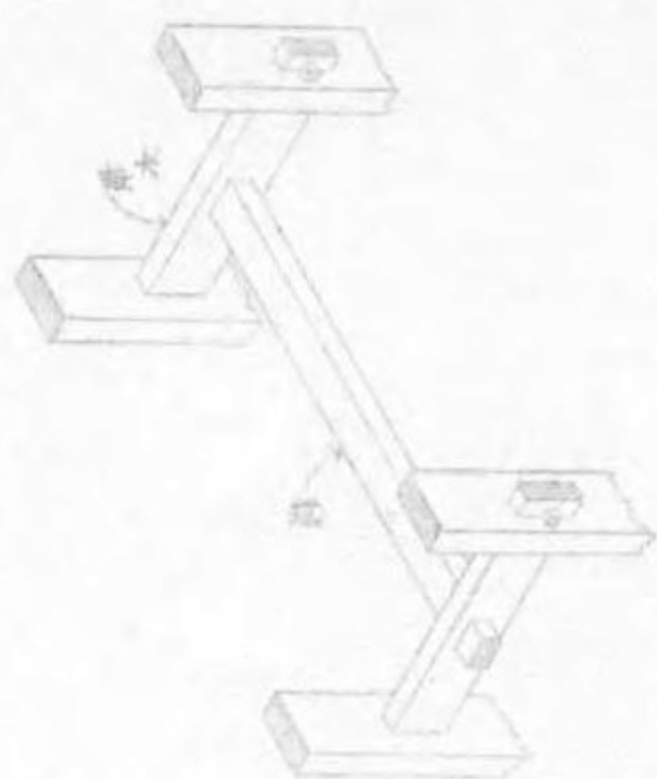
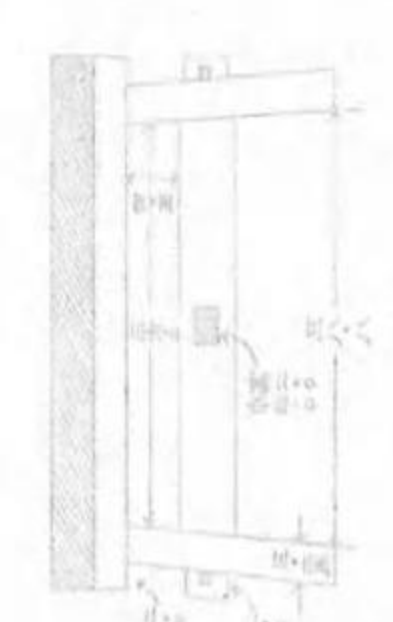
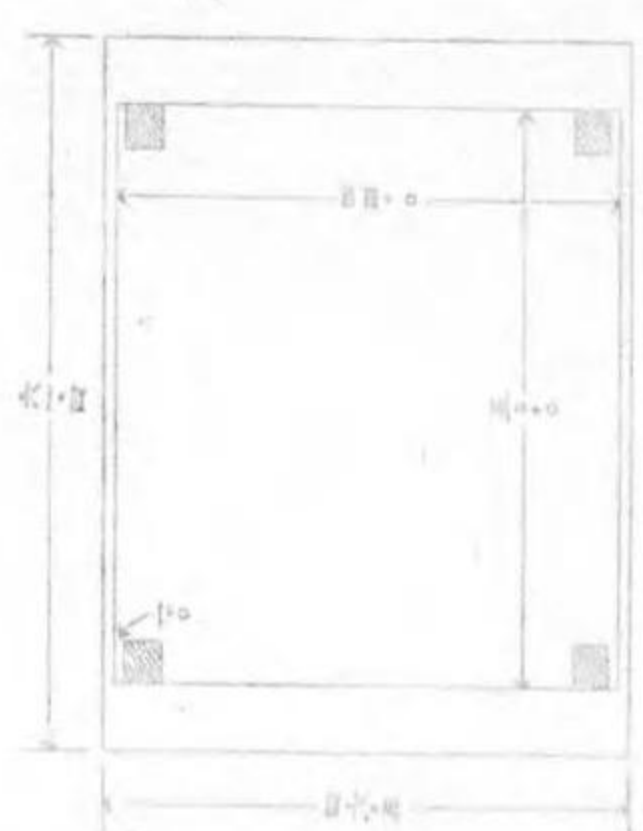
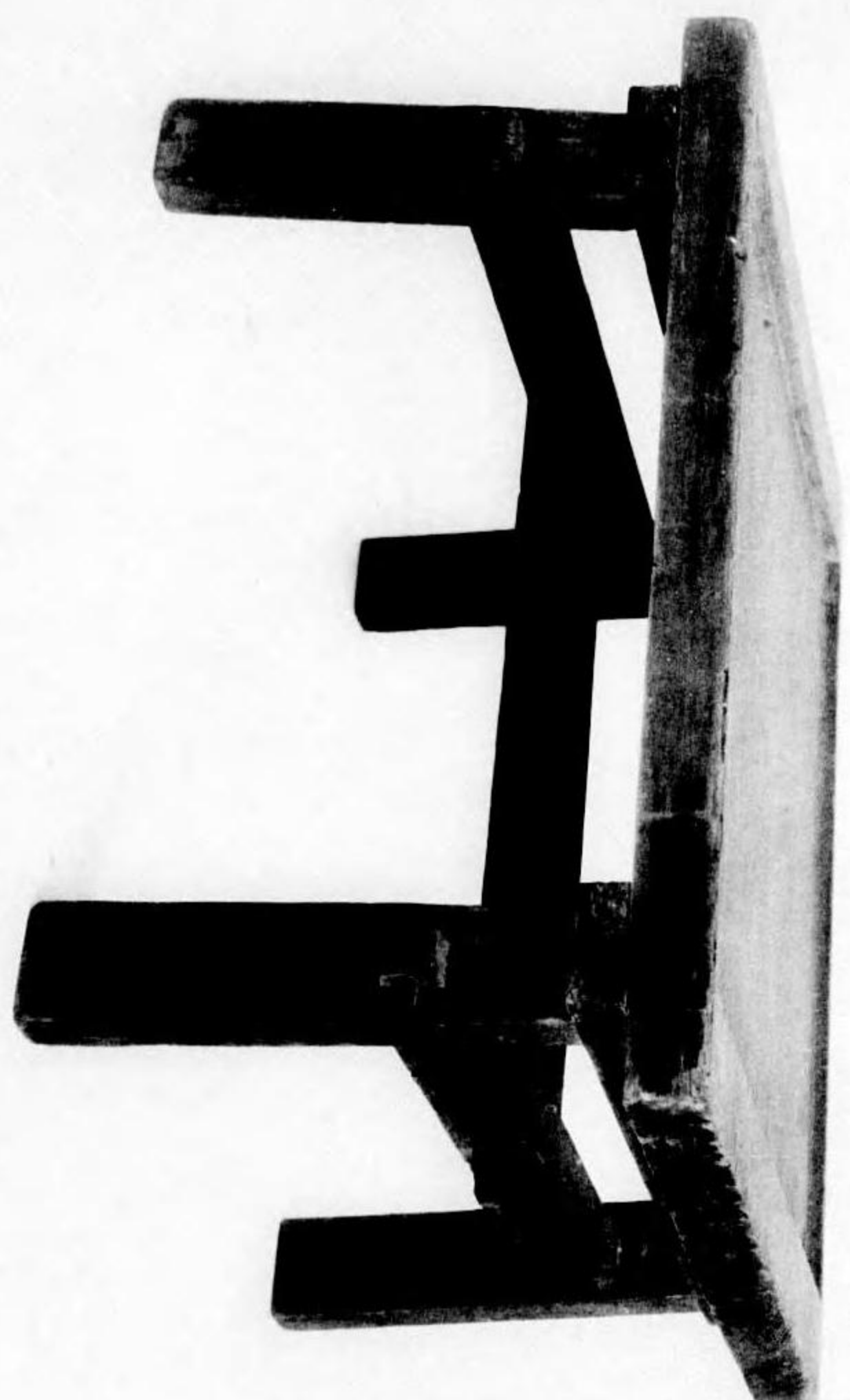
である。
 さし、その主眼は天幕を貫つ
 破す、備前二層間のてこ目
 じの木取である、朝日御旗は
 お前の旗本で、甲斐一対旗本
 さともおなじである、本間の品
 頭親の品に相當するべきである
 御旗六朝あるは、その古
 御旗である、今此御旗は
 二層と本間小冊一合の御旗
 御旗御旗と長は、御旗御旗
 卒の御旗御旗式は、御旗二卒の
 御旗御旗である、又御旗十二
 御旗御旗二合の御旗、御旗
 一卒御旗二卒御旗水御旗御旗一
 御旗御旗二卒御旗、白御旗大御旗

第二十八圖 御旗御旗一合



第二十九圖 櫛足机第一號

櫛足机六脚のうち第二號の品である。これは櫛の素材で、脚は前後に開いて踏ん張り、それに横木を貫き、横木を連ねて棧木を挿してある。甲板は櫛の一枚板で木理殊に美しく、四椽を残して深さ一種ほどに刳り平け、その四隅を穿つて、脚の頂端が断面を露してゐる。



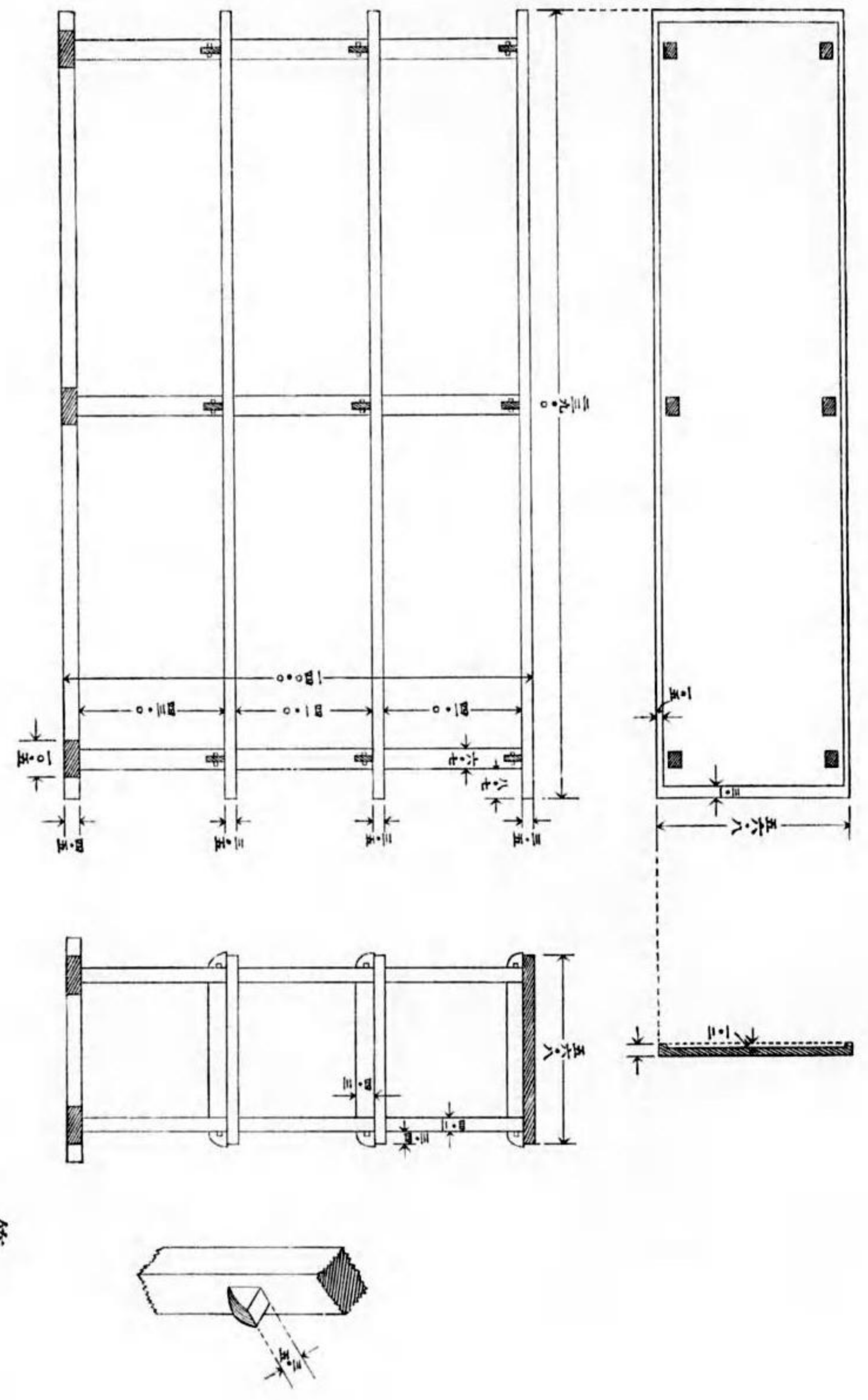
脚は脚部を流してある。
 の脚部を流して、脚の脚
 一脚部を流して平や、ま
 じ、脚部を流して平や、ま
 脚の一対脚を木取板の美
 木を流してある。脚部は
 を貫き、脚木を流して脚
 を脚部より、その脚木
 素林を、脚部を流して脚
 の品である。これは脚の
 脚部は六脚のとさ、脚二脚

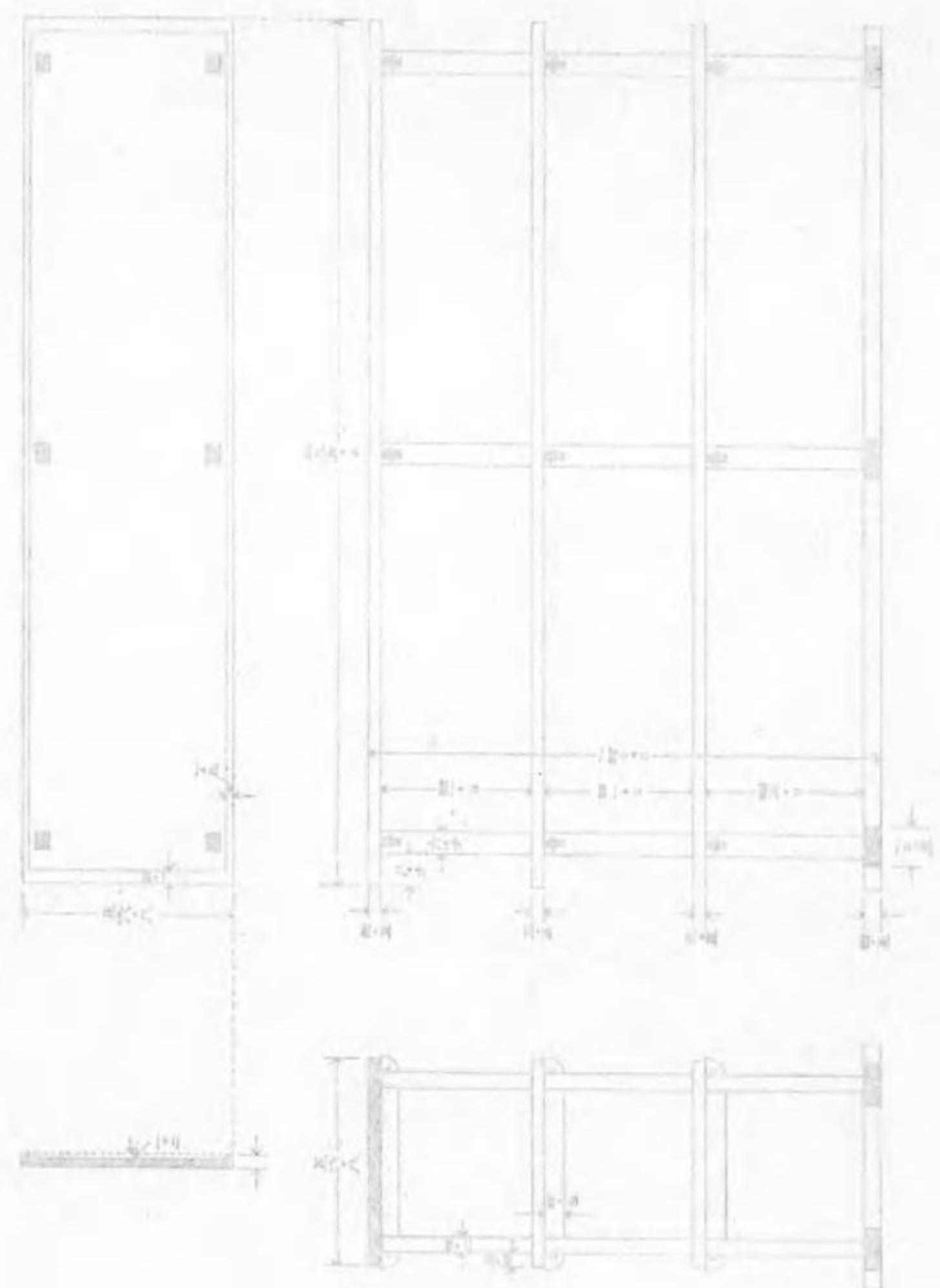
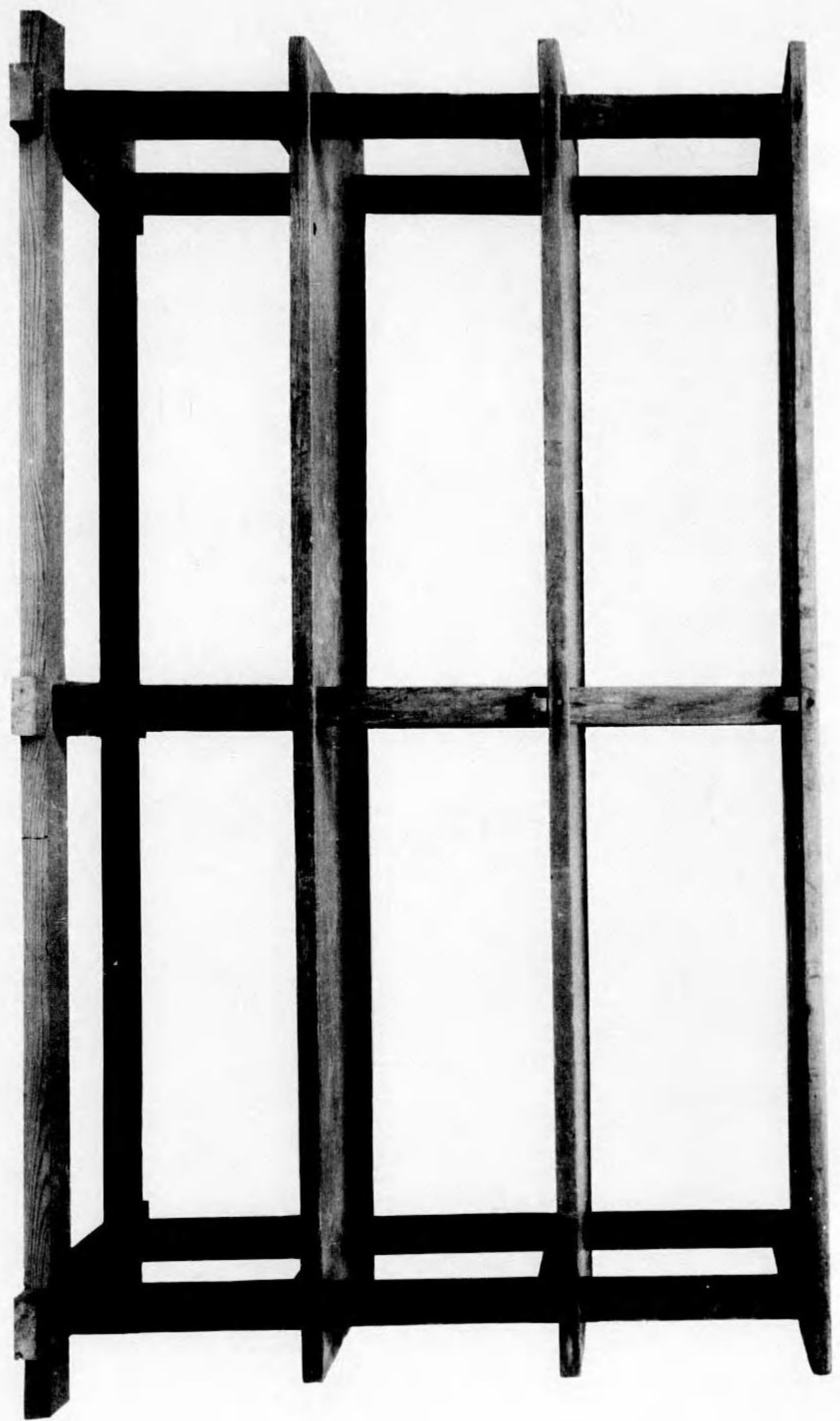
第二十式圖 脚部脚部二脚

第三十圖 棚厨子二口之一

檜の素材で、天板棚板とも一枚板の縁を残して淺く剝り取り、各六個の方孔を穿つて、それに三對の柱を貫き、椽木で板を支へ、臺枠の上に建てたものである。棚板と柱との交りに鐵圓鋸を打つてある隅柱一本の下部と臺枠とは後箱である。

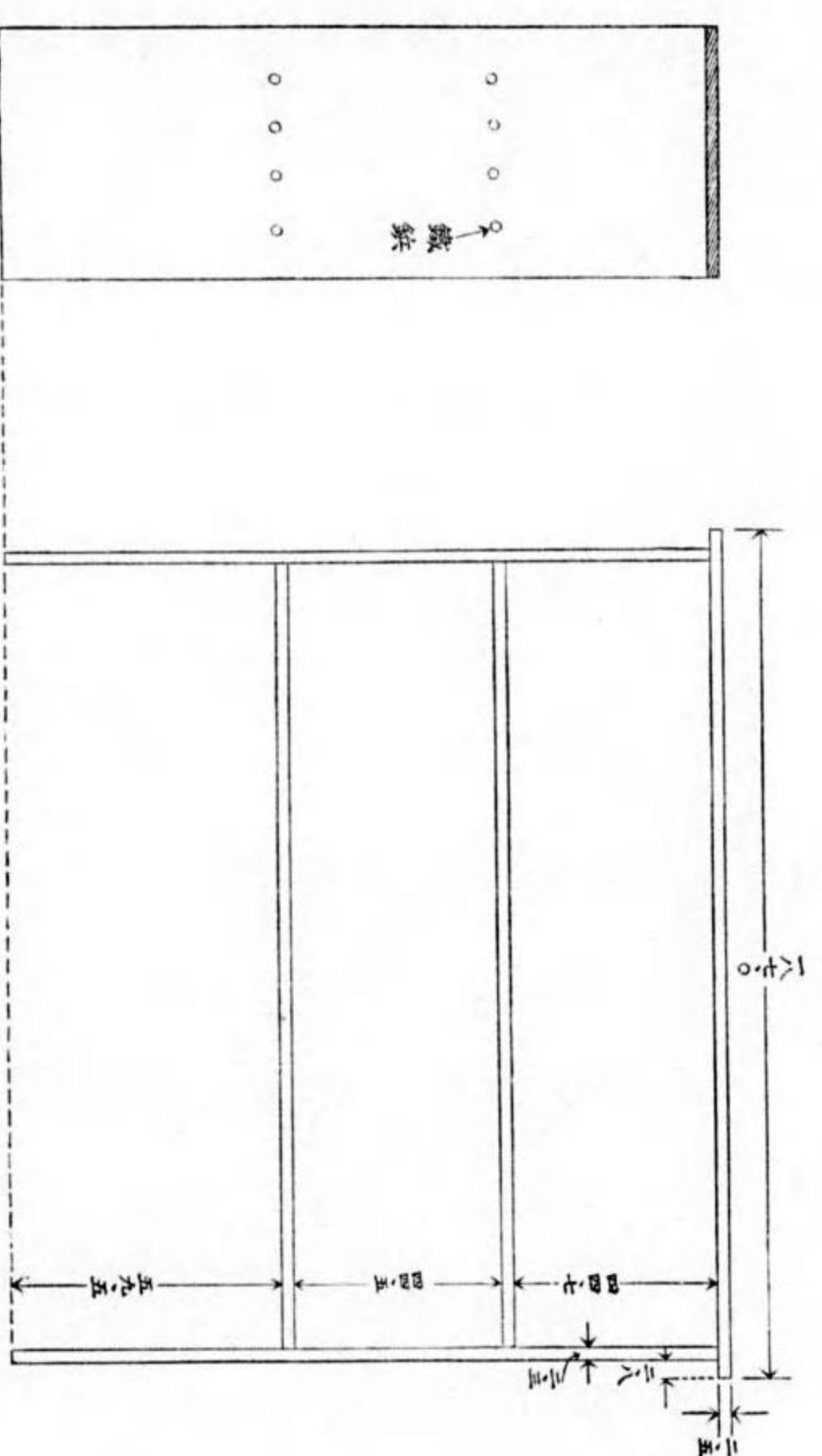
弘仁二年の勅物使解に檜木和琴以下樂器十七點を掲げ「巴上納棚厨子」とあり、又御杖刀二口を「納棚厨子」とある。本圖及び次圖の二口は、後世の厨子のやうに扉を具へた部分有してゐないが、これを棚厨子と呼んだものであらう。就中本圖の品は前者即ち樂器を納めた棚であらう。





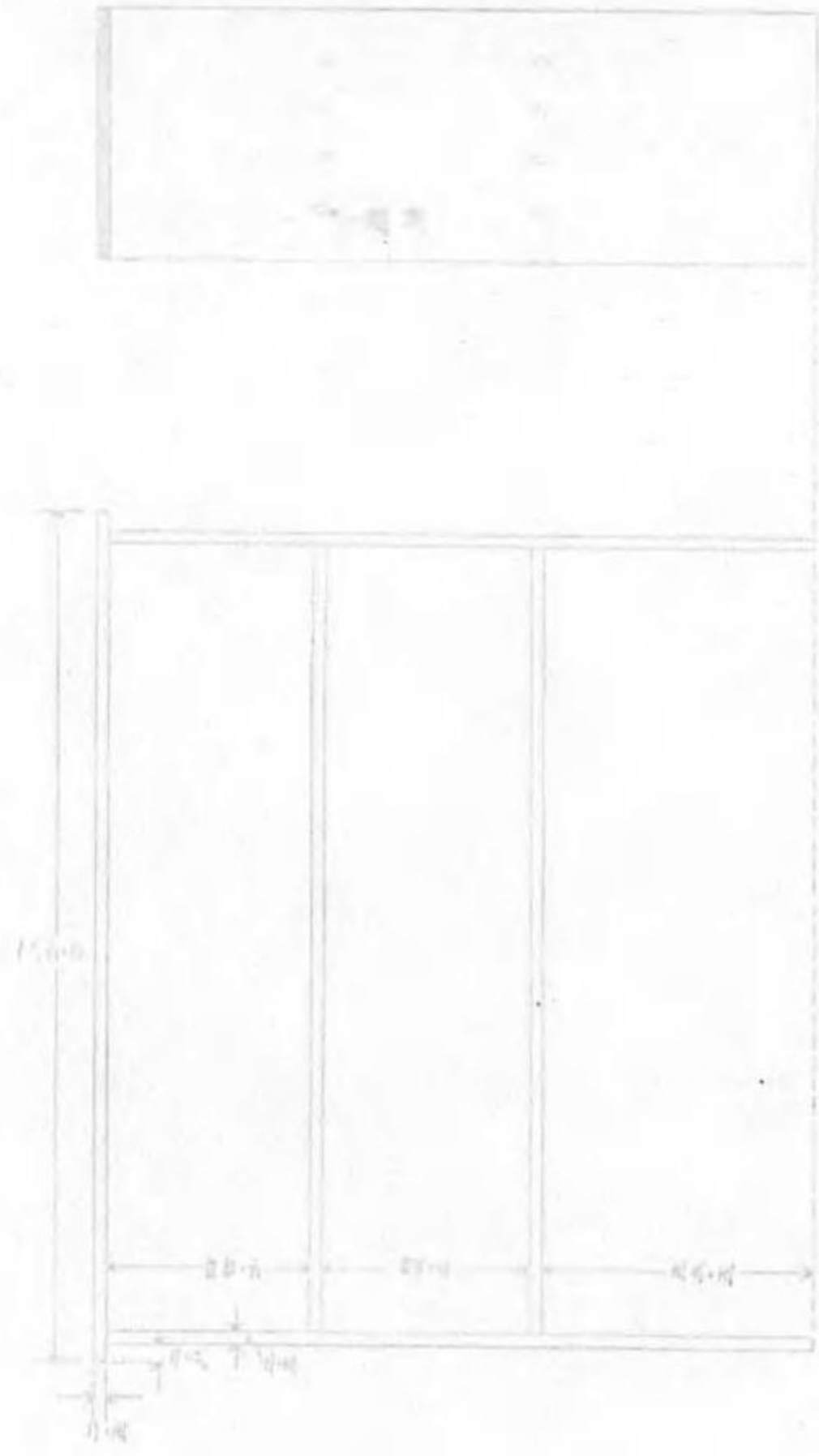
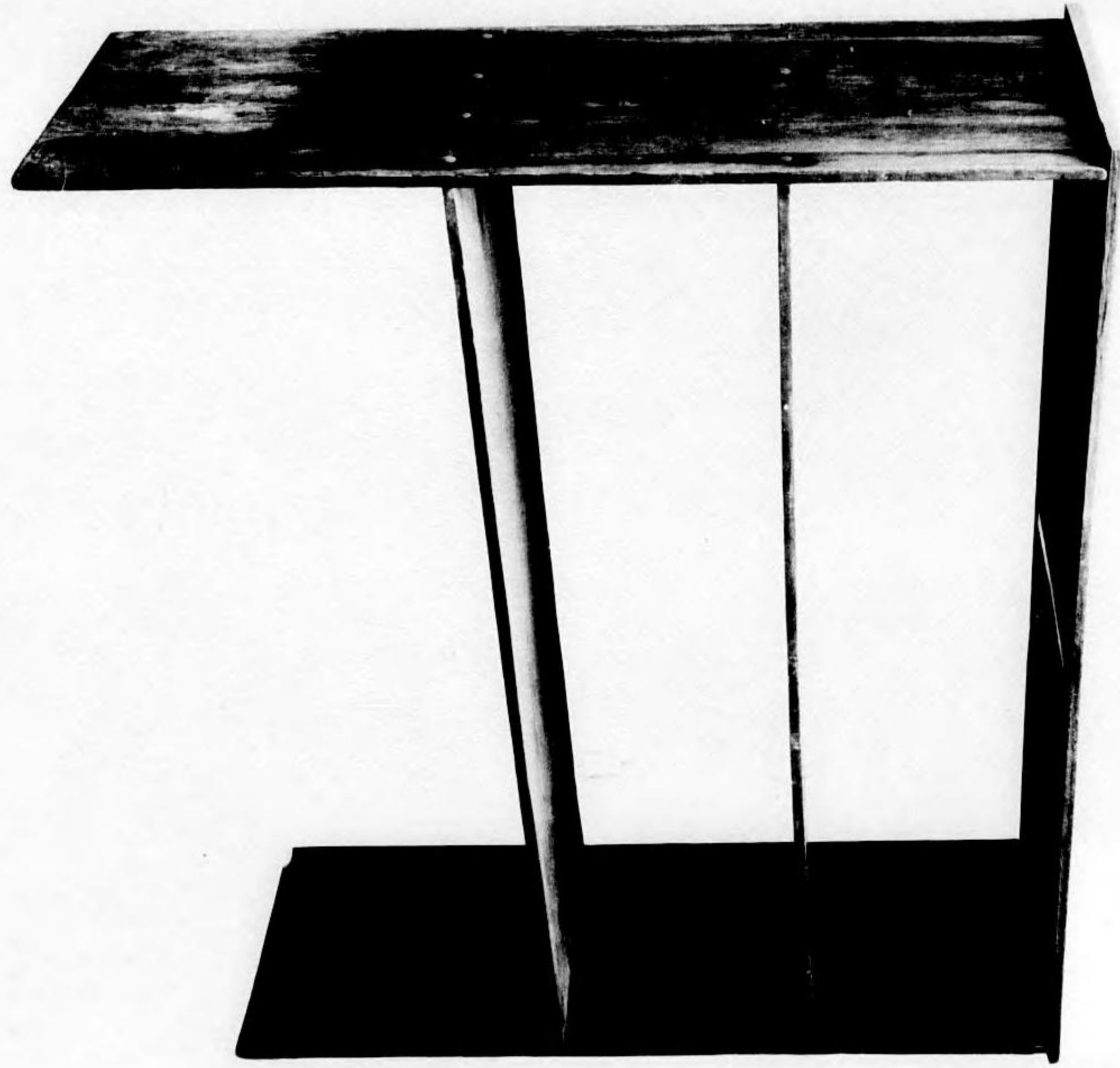
本圖の構造は、
 中央本欄の品は、
 諸様平土平土の
 合寄り、
 本欄及び
 此二口の
 土障子の
 要は、
 是二平の
 である。
 柱一本の
 各二口
 にも
 三本の
 六本の
 障子の
 障子の

第三十回 障子十二口文一



第三十一圖 柵厨子二口之二

檜の素材で、兩側に各一枚の板を建て、上に天板を載せ、中段に二枚の棚板を鐵釘で打ちつけてある。側板の一部を補足し、天板は全部後補で、裏面に『明治廿八年十一月以東大寺開山堂古材補之』と墨書してある。弘仁二年の物に使解に御杖刀二口を『柵厨子』とあるのがこれであらう。



10 地 二 寸 五 分 也 云 々
 口 寸 一 寸 四 分 也 云 々
 半 寸 厚 也 云 々 二 寸 厚 也 云 々
 寸 厚 也 云 々 寸 厚 也 云 々
 大 中 間 出 雲 古 林 間 云 々
 一 寸 厚 也 云 々 八 寸 半 一 尺 厚 也
 天 淵 川 全 部 野 淵 云 々 東 部
 云 々 野 淵 一 尺 半 厚 也 云 々
 野 淵 間 云 々 寸 厚 也 云 々
 寸 厚 也 云 々 中 間 二 寸 厚 也 云 々
 野 淵 間 云 々 寸 厚 也 云 々 天 淵
 野 淵 間 云 々 寸 厚 也 云 々

卷三十一圖 榎屋十二口之一



第三十二圖 花咋鳥銀平脱合子

(原寸)

徑一五釐一 蓋高二釐五 盒高三釐四

圓形印籠蓋の合子、蓋甲は側周から盛りあがつて上面は廣く平になり、盒にも側線を劃してそれから底に向つて穿んである。黒漆塗、銀平脱を以て唐花唐草、花咋鳥を嵌め、九耗の立上りには雲形を散らし、蓋身とも線と側線とを銀で押さへ、内面は一樣に黒漆塗である。この合子に絃・軀等の殘闕を納めてある。

天平勝寶八歲七月廿六日の獻物帳に『銀平脱梳箱一合盛、阮絃四條、琴絃十四條、箏絃十三條、琵琶絃四條、五絃琵琶絃五條、中絃五條、小絃五條』とあり、今前記殘絃と共に木篋四枚を存し、一枚に『琴絃』又『白』と表裏に、一枚に『琴絃』又『斑』、一枚に『中絃五』又『小絃五』とそれ／＼表裏に、一枚に『箏絃』と、いづれも墨書してあるから、この殘絃が獻物の遺存であると推定せられる。(上圖はそのうちの琴絃白原寸)。しかしながら本圖の合子が獻物帳にいふ『銀平脱梳箱』であらうとは思はれない、恐らく容器は中ごろ換へられたものか。

第三十三圖 挂甲殘闕其一

長七種二内外 幅一種二—〇種九

寶庫御物のうち武器には刀拵弓箭を數多く藏して

るが、甲の遺物はこゝに掲

げる殘闕一點のみである。奈

良時代の甲に短甲せうこう・挂甲かいかうの二種

あり、獸物帳にもこの二種を

載せてあるが、今存するのは

挂甲の鐵札二種（本圖及次圖）

で、白又柴の貫緒と紺繩裏の

殘片とを附屬してゐる。

本圖のこ札は一端圭形で他端

に向つて次第に細くなつてゐ

る。圖の上段は表、下段は裏

で、表のこ紐、白線しろい紐又淺紫線

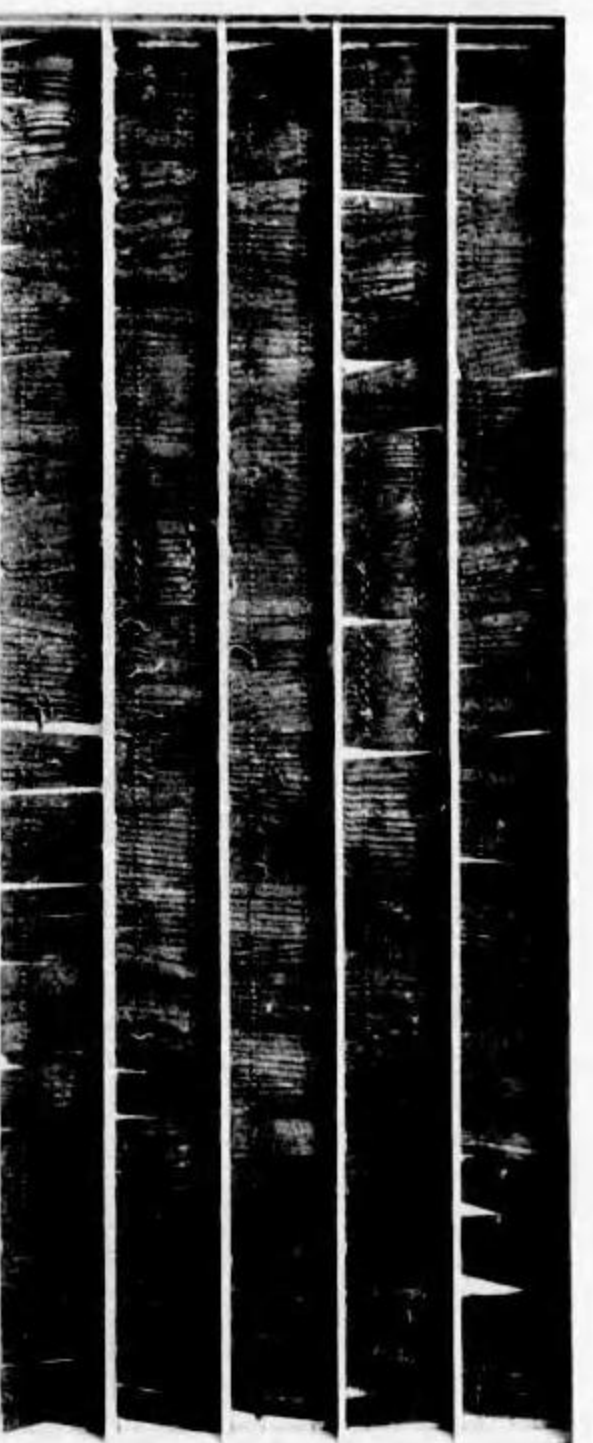
組の貫を多分に存してゐる。

鐵は深く錆びてゐる、恐らく

は獸物帳にはゆる白磨の類

のものであつて、金漆塗の類

ではなかつたのであらう。



第三十四圖 挂甲殘闕 其二

（原寸） 幅一尺三寸一分 長一尺四寸九分

按ずるに、獻物帳に『御甲一百領 御甲十具、挂甲九領』を載せてあるが、挂甲のうち『納漆小掛』とある一領の條に附箋して

『除物』とあつて、この一領は早く既に出渡せられてゐたことがわかる。

而して、出入帳に天保字八年九月十一日『甲一百領 御甲十具、挂甲九領』を内裏

に獻じ、安寛法師に付したとあるのに依つて、その際當時在座の甲がこ

とく出渡せられたことは確である。たゞその記数は數に於て精密で

なく、かへつて延暦六年の豐原使解に『甲九十九領 御甲十具、挂甲九領』を同法

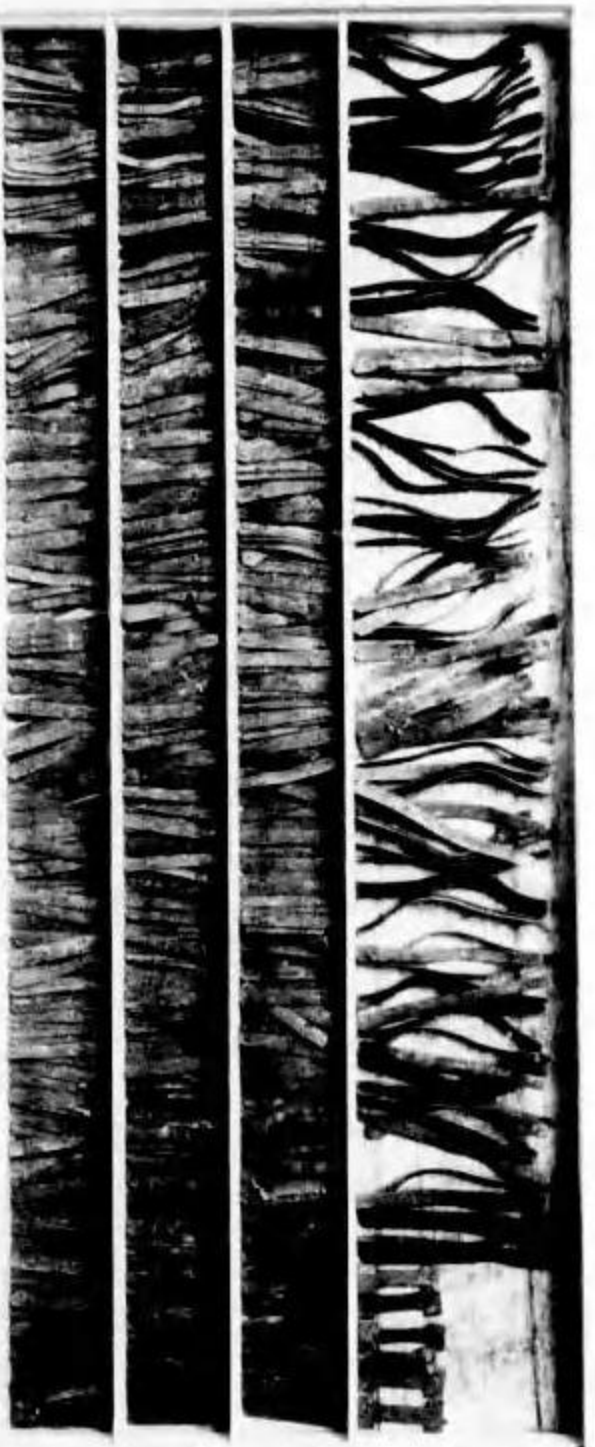
師に附し内裏に進めたとあるのが正しいのである。即ち獻物の御甲一百

領は初度に二領、次同に九十九領を出渡せられたので、その後還納の記

録はない。だから今遺存の殘闕を以て獻物帳記載の挂甲の一なりと決定

することはできない。本葉の縮圖で、箱の右上端に見える

工字形の鐵具は、關係のない別の品である。いつのほどか混じ納められたものと思はれる。



第三十五圖 黃金莊大刀

(繪製分二)

刃長六種九

莖長三種三

鞘長六種五

把長五種二

中倉納物に大刀四十九口を藏し、うち

二十六口は莊の添うたもの、二十三口

は無莊刀で、いづれも獸物帳に載つて

あるものゝ外である。本圖以下それ等

の大刀を圖示するが、若干省略したも

のがある。

本輯解説に表示する刀身の法量は昭和

五年六年に測定したものであるが、も

とことごとく磨鏽してわたのを、明治

十七年十八年廿八年に研磨を経たもの

であることをわづめて置く。

第三十六圖 黄金莊大刀 (部分)
原 寸

身
 反長 六六九
 ナツ
 元 二八五
 幅 中 二三三
 元 一九五
 重 先 〇七二
 中 〇六六
 元 〇五五
 造 兩切刃、櫛手ナ
 フクナツ
 丸 無地
 直 丸少シ返ル
 字 及 交
 鑿 字 及 交
 長 鑿 字 及 交
 尻孔 鑿 長 鑿 字 及 交
 深キ裏尻
 懸通孔一
 センスキ、膝手下リノ筋違交ル

第三十七圖 黃金莊大刀 (部分)
 寸 釐

鞘 黑漆密陀繪草花文

長 六九五

金具 金銀魚子地葛形文

鞘尾 黃金銀覆輪

帶轆 緋皮、中〇八

把 鯨皮、黃金押離、後補

長 二五二

把頭 斑尾、眼一箇後補

後補



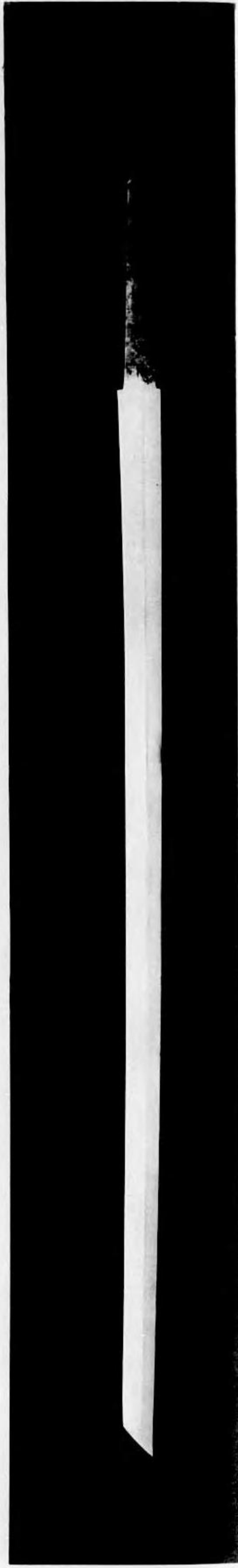
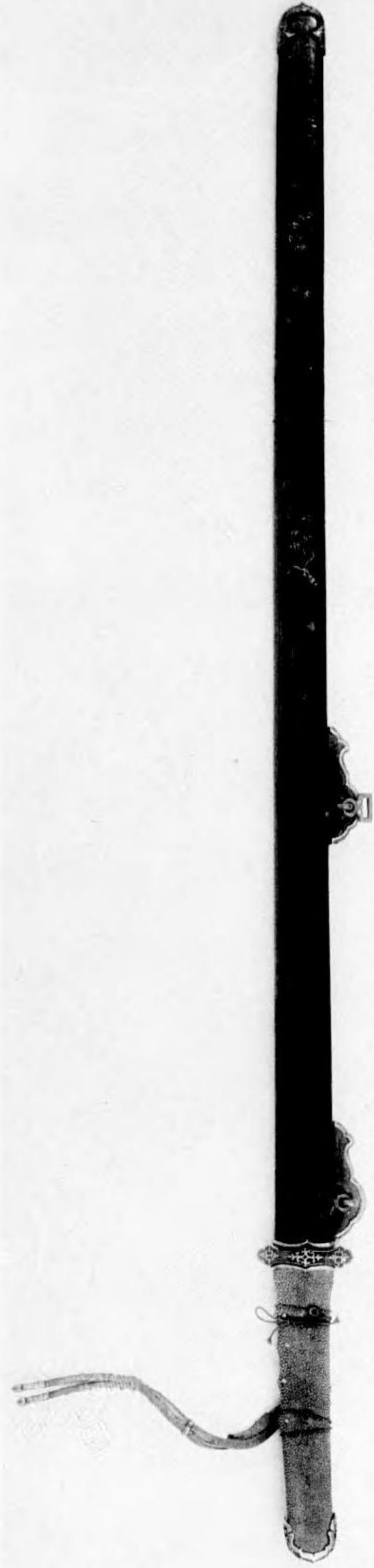
- 甲 鞘
- 乙 鞘
- 丙 鞘
- 丁 鞘
- 戊 鞘
- 己 鞘
- 庚 鞘
- 辛 鞘
- 壬 鞘
- 癸 鞘

第三十圖 黃金裝大刀 (彩色)

第三十八圖 金銀釧莊唐大刀二口之一
(繪五分二)

凡長六四種三 莖長二種七
勸長六九種四 把長一七種二

金銀釧莊唐大刀二口は略同形同
作であるから、本圖乃至第四十
圖にその一口を掲げ、他の一口
は第四十一圖に部分圖のみを載
せる。

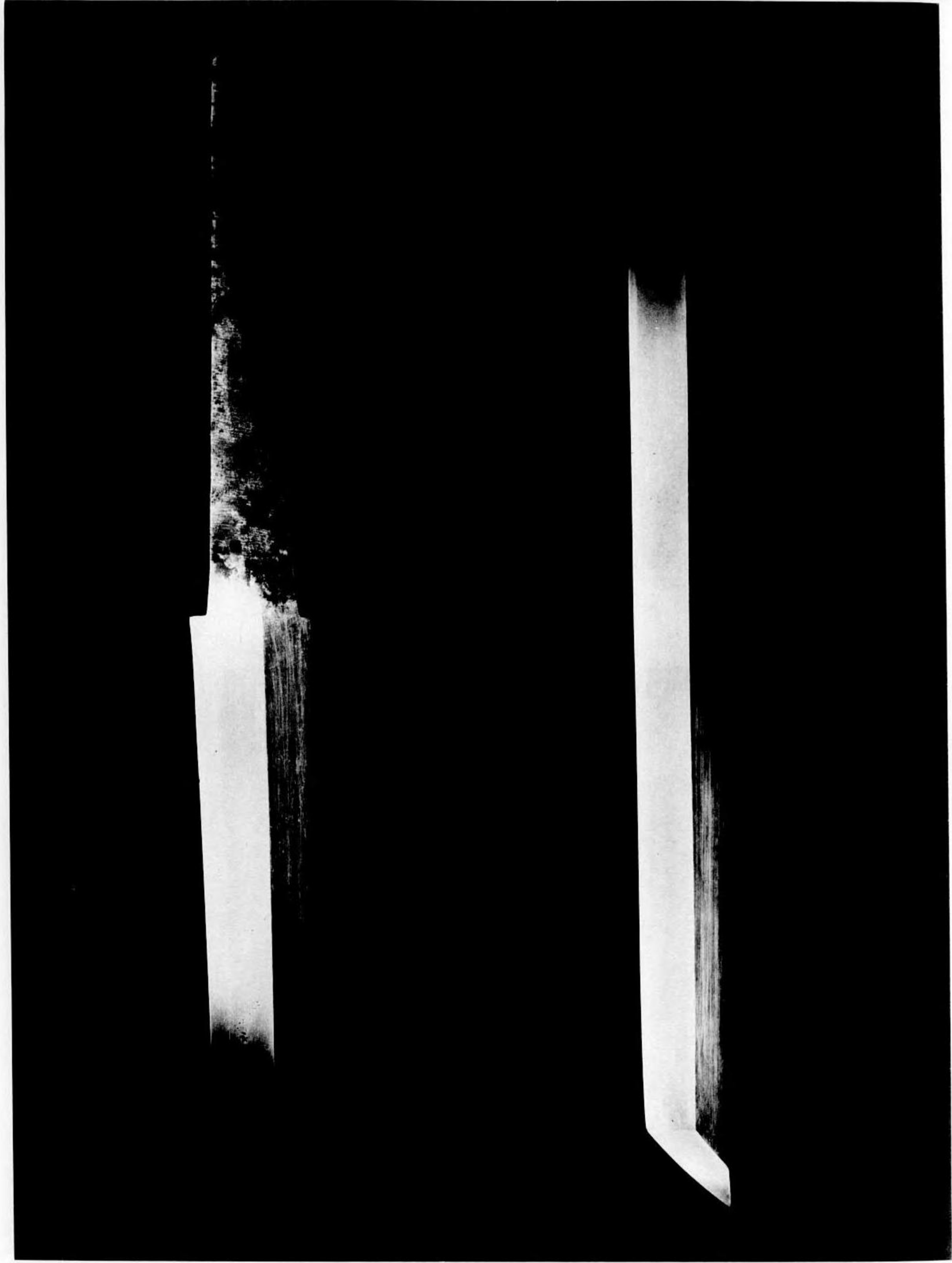


女
 計數四十一個口部公同の式多
 同口多心一口多許り、計の一口
 計定あるは、本願衣至計四十
 公設種推取大氏二口計計同
 計式六式同 計式二十計
 式式六同計三 計式二計十
 備後三年

第三十人圖 金鏡職推取大氏二口之

第三十九圖 金銀鍔唐大刀二口之一
 (部分) 寸

身長 六四三
 反長 〇四
 内反 二七
 幅 中 二三五
 元 二七
 重 先 一九
 中 〇五
 元 〇六
 先 〇三五
 造 鑄造、權手アリ
 肌 棒 丸
 交 直、鑿落アリ
 字 丸少シ返ル
 生 二七
 長 二七
 鐘 鑄手下リノ筋透、切リモ交ル
 孔 目釘孔一、懸繩孔一
 尻 栗尻



第三十八圖 臺灣地質圖
 一、地質圖
 二、地質圖
 三、地質圖
 四、地質圖
 五、地質圖
 六、地質圖
 七、地質圖
 八、地質圖
 九、地質圖
 十、地質圖
 十一、地質圖
 十二、地質圖
 十三、地質圖
 十四、地質圖
 十五、地質圖
 十六、地質圖
 十七、地質圖
 十八、地質圖
 十九、地質圖
 二十、地質圖
 二十一、地質圖
 二十二、地質圖
 二十三、地質圖
 二十四、地質圖
 二十五、地質圖
 二十六、地質圖
 二十七、地質圖
 二十八、地質圖
 二十九、地質圖
 三十、地質圖
 三十一、地質圖
 三十二、地質圖
 三十三、地質圖
 三十四、地質圖
 三十五、地質圖
 三十六、地質圖
 三十七、地質圖
 三十八、地質圖
 三十九、地質圖
 四十、地質圖
 四十一、地質圖
 四十二、地質圖
 四十三、地質圖
 四十四、地質圖
 四十五、地質圖
 四十六、地質圖
 四十七、地質圖
 四十八、地質圖
 四十九、地質圖
 五十、地質圖

第四十圖 金銀鍍唐大刀三口之一

(部分) 釧 寸

精 黑漆繪白密陀繪草花蝶虫文

長 六九四

鞘尾 鐵、金銀鍍形文

山形 黑漆繪、金半脫雲形、水精銅、金銀

覆輪魚子地鳥形文

帶鞘環 金銀

帶鞘 圓

把 鍍皮

長 一七二

把頭 金銀魚子地鳥形文

眼 金銀八稜座

懸環 同

懸 洗皮、金銀鍍同約

鐔 金銀魚子地鳥形文

第四十一圖 金銀鍔唐大刀二口之二

(部分) 留す

刃長六四種四 莖長三種二

鞘長六九種一 把長二七種四

この大刀の身も莖も第三十八圖

乃至前圖の大刀と大同小異で、

鞘の密陀繪の文様や、鐔の葛形

文の相違は圖に見られる通りで

ある。把頭と山形の覆輪一隻と

は新楠。



口 津 附

小 五 郎 助 左 衛 門 尉 山 田 重 忠 一 郎 之 次

文 政 十 年 製 出 陣 刀 及 其 刀 拵 形 式 等

諸 氏 所 藏 諸 氏 文 物 等 類 目 録 卷 第 一 冊

代 至 前 編 〇 大 氏 〇 大 同 小 異 等

一 〇 大 氏 〇 身 〇 其 〇 格 三 十 八 冊

書 表 六 式 第 一 冊 第 一 〇 冊 四

其 其 六 四 冊 四 冊 第 二 〇 冊 三

諸 氏 〇 〇 〇

第 四 十 一 圖 金 殿 藏 書 其 大 氏 二 〇 之 二

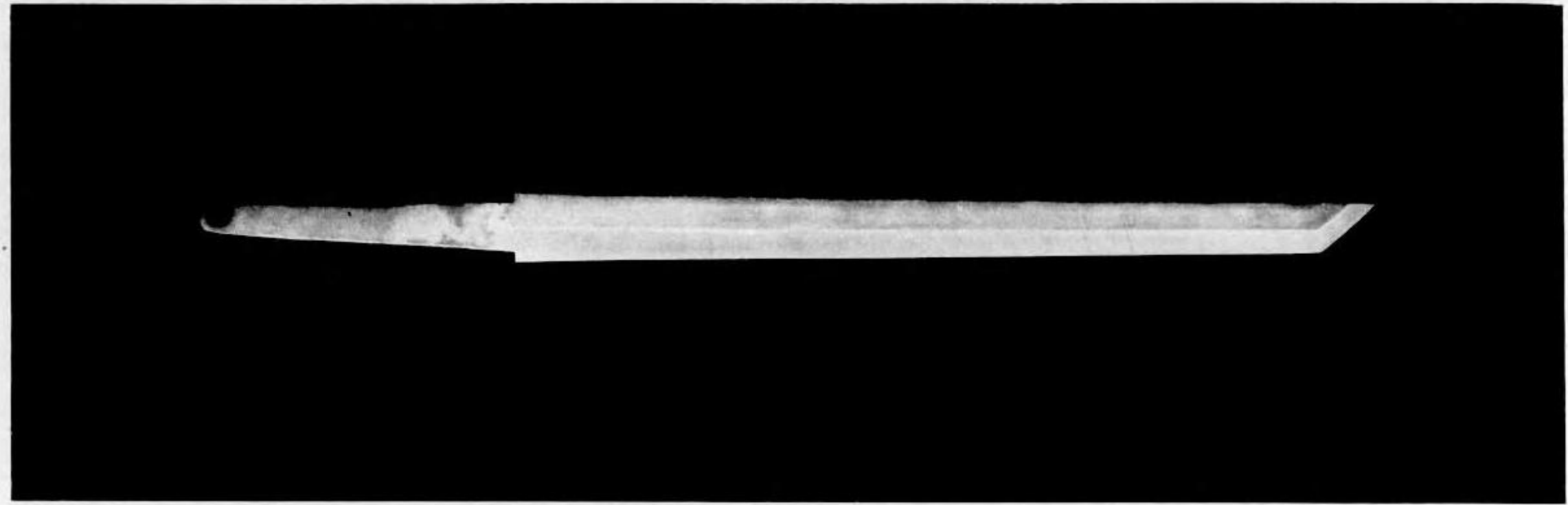
第四十二圖 金 銀 莊 横 刀

(縮寫三分二)

及長三四厘七 莖長二二厘八

鞘長三八厘九 把長一六厘

金銀平脱の鞘、沈香の把を具す、次の二葉に
詳記す。



第四十二圖 金 瑠 璃 游 刀

（圖四十二）

續圖

金 瑠 璃 游 刀 其 背 面 之 形 狀 亦 同 左 之 二 圖

圖 其 一 六 號

圖 其 一 七 號

第四十三圖 金銀粧横刀 (部分)

原寸

身
反長 三四七
ナツ
幅 元 二二九
中 二四二
先 二二二
重 元 〇六五
中 〇五五
先 〇四四
造 鑄造、機手アリ
飾 丸ヲナシ
肌 無地
及 直
字 丸少シ返ル
整 生
長 二二八
尻孔 鑄下リノ筋違、モンスキ交ル
懸通孔一
劍形ニテクラミアリ

第四十四圖 金銀莊橫刀（部分）
 圖 寸

鞘 黑漆金銀平脫寫形雕形文

長 三六九

平脫 雕形四頭黃金、一頭銀、二頭銅、

雲形寫形銀

鞘尾 金銀魚子地寫形文

同

把 帶執環

沈香

一六〇

金銀

金銀魚子地寫形文

六二

四二

厚

銅

鑲

約

眼

長

〇七

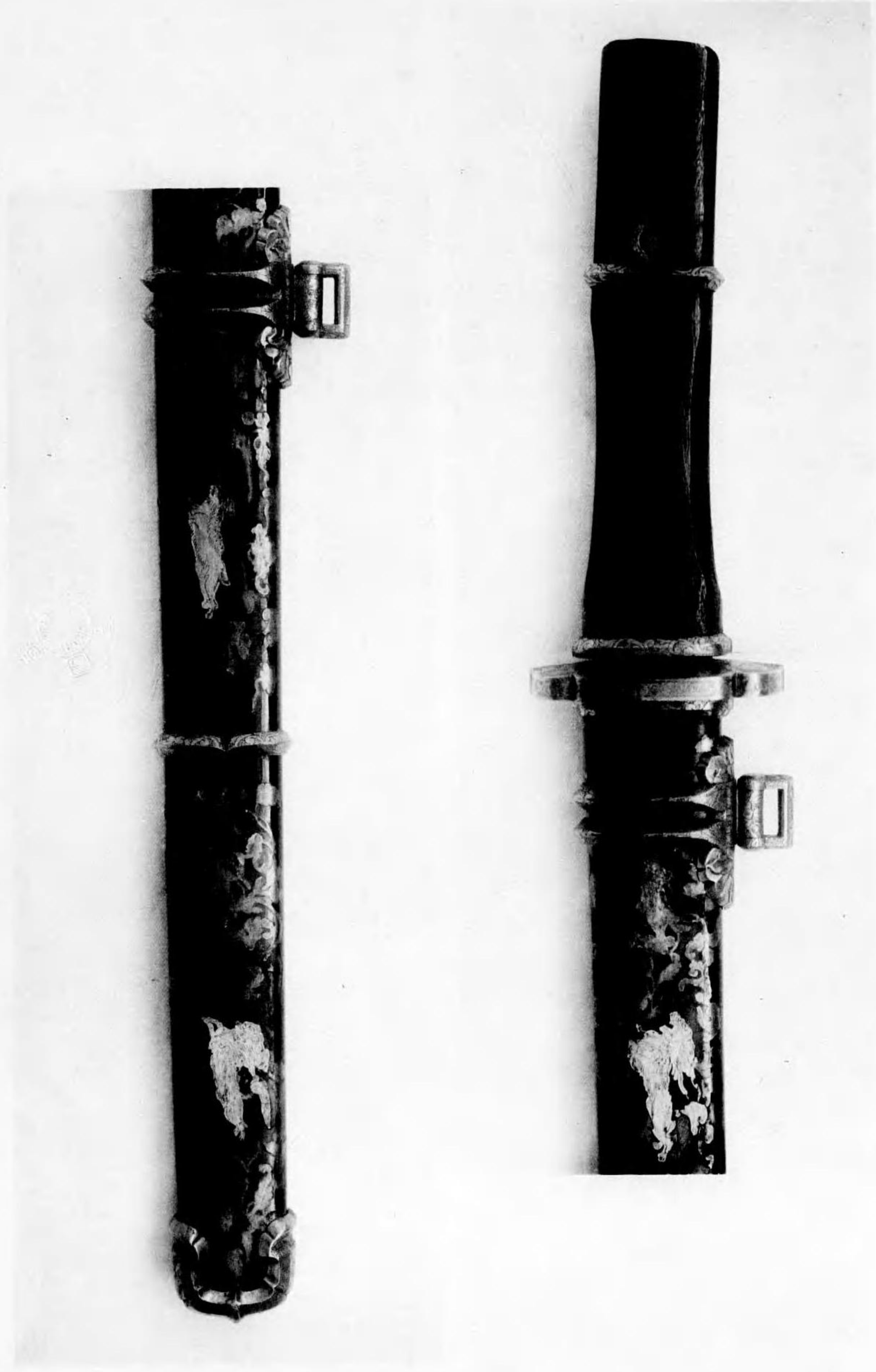
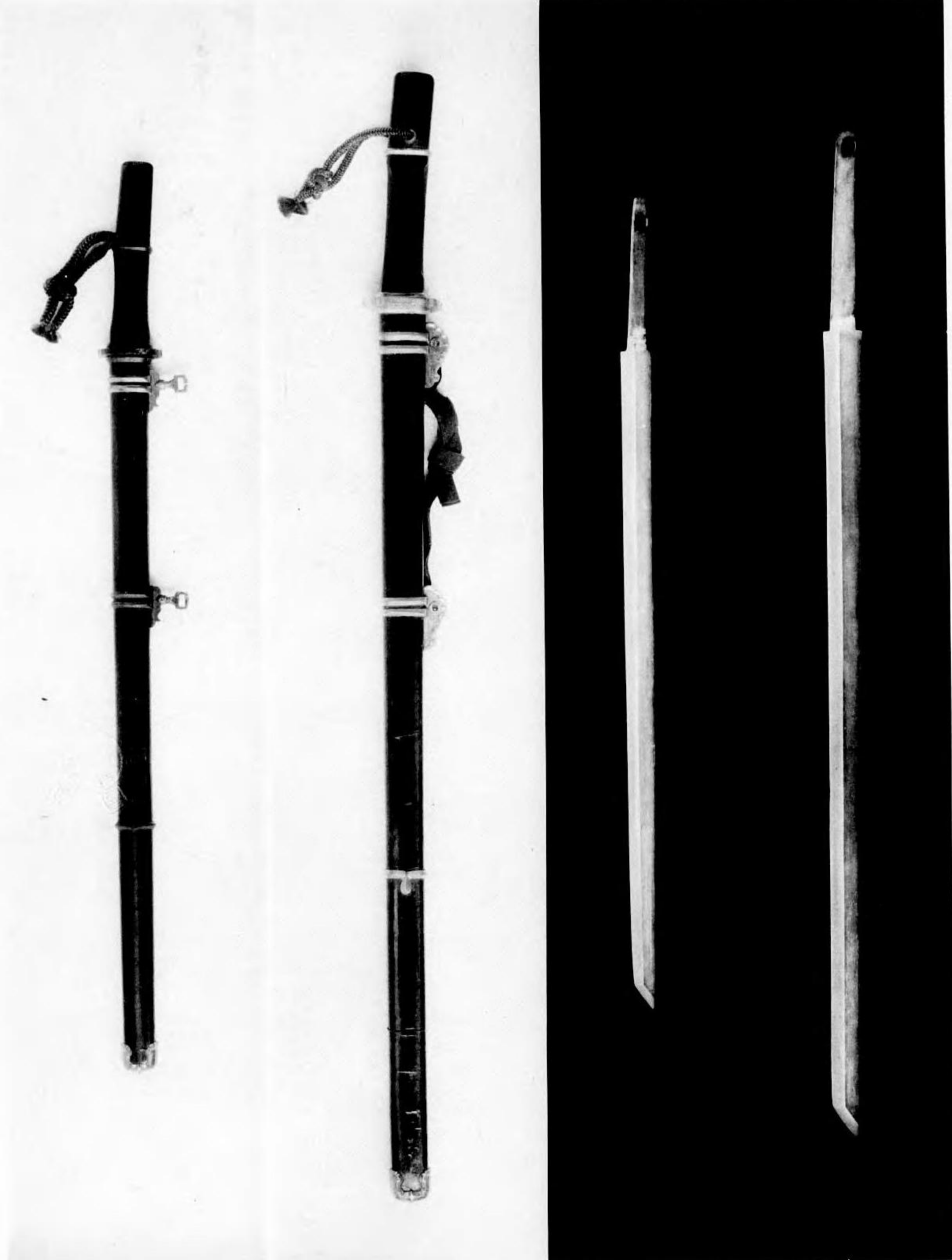


圖 四十四 金環 玉帶 口 (帶 色)

帶 黑漆金環 水銀 漆 帶 口 文
 三 八 寸
 明 治 四 年 五 月 一 日 贈 與 二 龍 殿 著
 我 國 武 器 學
 金 環 成 子 武 器 學 文
 同 同
 帶 口 同
 帶 口 同
 帶 口 同
 帶 口 同
 帶 口 同
 帶 口 同



第四十圖 金輪鐵北太刀
 金輪鐵北太刀
 四三
 三二
 二一
 一〇
 〇九
 〇八
 〇七
 〇六
 〇五
 〇四
 〇三
 〇二
 〇一
 〇〇

第四十六圖 金銅莊大刀 (總長三分一)
同 (部分) 同 寸

身 長 四六六
反 長 〇一
幅 元 二二五
中 一八九
先 一六六
重 元 〇六五
中 〇五五
先 〇四四
造 平造
鋒 平造
棟 フクラツク
肌 丸
及 無地
刀 丸ムク不明
筥 不明
子 不明
莖 先圓掛新箱

把 鞘 孔 鑿 長 八九
小孔ニテ填メタル痕アリ
黒漆新箱
第四十九圖

